

令和4年9月8日招集

令和4年第6回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第 68 号	琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	1
議案第 69 号	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)……………	2
議案第 70 号	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)……………	10
議案第 71 号	令和4年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)……………	11
議案第 72 号	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第2号)……………	12
議案第 73 号	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	13
議案第 74 号	令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	14
議案第 75 号	令和4年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第1号)……………	15
議案第 76 号	令和4年度琴浦町上郷財産区特別会計補正予算(第1号)……………	16
議案第 77 号	令和4年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第 78 号	令和4年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第 79 号	令和4年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第1号)……………	18
議案第 80 号	令和4年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第2号)……………	18
議案第 81 号	令和3年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	19
議案第 82 号	令和3年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	19

議案第 83 号	令和 3 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	19
議案第 84 号	令和 3 年度琴浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について…………	19
議案第 85 号	令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	20
議案第 86 号	令和 3 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	20
議案第 87 号	令和 3 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…………	20
議案第 88 号	令和 3 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について…………	20
議案第 89 号	令和 3 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	20
議案第 90 号	令和 3 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	21
議案第 91 号	令和 3 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	21
議案第 92 号	令和 3 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	21
議案第 93 号	令和 3 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	21
議案第 94 号	令和 3 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	21
議案第 95 号	令和 3 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 96 号	令和 3 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 97 号	令和 3 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 98 号	令和 3 年度琴浦町水道事業会計決算認定について……………	22
議案第 99 号	令和 3 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について……………	22
議案第 100 号	負担付贈与の受け入れについて……………	23

議案第 101 号	損害賠償額の決定について……………	25
議案第 102 号	町道路線の認定について……………	26
議案第 103 号	町道路線の変更について……………	29
議案第 104 号	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について……………	33
議案第 105 号	第 3 次琴浦町総合計画の策定について……………	99
議案第 106 号	琴浦町八橋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて……………	103

令和4年9月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第68号	議案名	琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について			
目的	国家公務員の育児休業取得要件緩和等が令和4年10月1日施行で実施されるのに合わせ、同様の措置を行うために所要の改正を行うもの。					
内 容	1 条例案の概要					
	(1) 育児休業の取得要件緩和					
	① 再度の育児休業取得に係わる「条例で定める特別の事情」に関し、下記の変更を行う。					
	変更後			変更前		
	育児休業計画書を再度の育児休業取得要件から削除（法改正に伴い育児休業取得回数が原則2回まで可能となることに応じて）			育児休業等計画書により申し出た場合、原則1回である育児休業の再度の取得が認められる。		
	任期を定めて採用された <u>常勤職員</u> についても任期が更新等された場合に引続きの育児休業取得を可能とする規定を整備			<u>非常勤職員（会計年度任用職員等）については、</u> 任期が更新・継続採用された場合に引続きの育児休業の取得が可能		
	② 非常勤職員（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員）の育児休業取得要件について、下記のとおり緩和する。					
	変更後			変更前		
	<u>非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業する場合には「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に右記要件を短縮</u>			非常勤職員育児休業取得要件の一つが「子が1歳6ヶ月に達する日までにその任期（更新後の任期を含む）が満了することが明らかでない」がある。		
	<u>右記の上限延長要件に加えて、夫婦交代での育児休業取得や、特別な事情(育児休業取得職員の負傷により育児休業承認が取り消された後に、当該職員が治癒した等)がある場合の複数回取得を可能とする。</u>			非常勤職員の育児休業期間の上限は、原則子の1歳到達日まで。 <u>保育園に預けられないなど一定の要件を満たした場合に、その上限が1歳6ヶ月もしくは2歳到達日までとなる。</u>		
(2) その他必要な号数、表記の一部修正・追加						
2 施行期日 令和4年10月1日						
補足事項						

令和４年９月定例議会　議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第 69 号	議案名	令和４年度琴浦町一般会計補正予算(第３号)			
目　　的	令和３年度からの繰越金及び令和４年度普通交付税を財源とする財政調整基金・減債基金の積立て及び繰上償還を行うもの。新型コロナウイルスワクチン接種事業等を追加するほか、過疎地域の要件が見直され、全町が過疎地域に指定されたことから、各種事業の財源として過疎対策事業債を追加・拡充するもの。					
内　　容	1　補正額					

	10月以降、オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種の開始に伴い、必要な接種体制を確保する。 イ 経費 <table> <tr> <td>集団接種報償金</td><td>[4,860 千円]</td></tr> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料</td><td>[30,713 千円]</td></tr> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料</td><td>[9,203 千円]</td></tr> <tr> <td>事務費（消耗品費・通信運搬費・借上料等）</td><td>[6,675 千円]</td></tr> <tr> <td>人件費（職員時間外勤務手当）</td><td>[607 千円]</td></tr> <tr> <td>人件費（会計年度任用職員賃金等）</td><td>[3,209 千円]</td></tr> </table> ウ 財源 <table> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金</td><td>[35,573 千円]</td></tr> <tr> <td>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金</td><td>[19,694 千円]</td></tr> </table>	集団接種報償金	[4,860 千円]	新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料	[30,713 千円]	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料	[9,203 千円]	事務費（消耗品費・通信運搬費・借上料等）	[6,675 千円]	人件費（職員時間外勤務手当）	[607 千円]	人件費（会計年度任用職員賃金等）	[3,209 千円]	新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金	[35,573 千円]	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	[19,694 千円]
集団接種報償金	[4,860 千円]																
新型コロナウイルスワクチン接種実施委託料	[30,713 千円]																
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料	[9,203 千円]																
事務費（消耗品費・通信運搬費・借上料等）	[6,675 千円]																
人件費（職員時間外勤務手当）	[607 千円]																
人件費（会計年度任用職員賃金等）	[3,209 千円]																
新型コロナウイルスワクチン接種費用国庫負担金	[35,573 千円]																
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	[19,694 千円]																
	(2) 浦安地区公民館移転事業 [19,944 千円] ア 事業説明 急激に変化する社会情勢の影響による、建築資材の高騰に対応するため、工事請負費及び工事管理業務委託料を追加する。 公民館の移転に併せて、稼働中の各種ネットワーク機器等の移設を行う。 イ 経費 <table> <tr> <td>移転改修工事費</td><td>[15,882 千円]</td></tr> <tr> <td>移転改修工事管理業務委託料</td><td>[1,480 千円]</td></tr> <tr> <td>ネットワーク関連移設委託料</td><td>[2,582 千円]</td></tr> </table> ウ 財源 <table> <tr> <td>公共施設等適正管理推進事業債</td><td>[17,900 千円]</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>[2,044 千円]</td></tr> </table>	移転改修工事費	[15,882 千円]	移転改修工事管理業務委託料	[1,480 千円]	ネットワーク関連移設委託料	[2,582 千円]	公共施設等適正管理推進事業債	[17,900 千円]	一般財源	[2,044 千円]						
移転改修工事費	[15,882 千円]																
移転改修工事管理業務委託料	[1,480 千円]																
ネットワーク関連移設委託料	[2,582 千円]																
公共施設等適正管理推進事業債	[17,900 千円]																
一般財源	[2,044 千円]																
	(3) 定期借地権設定事業 [17,876 千円] ア 事業説明 今年度、きらりタウン赤碕について定期借地権申し込みを5件受けたことから、定期借地権用地を取得する。 イ 経費 <table> <tr> <td>土地購入費</td><td>[17,876 千円]</td></tr> </table> ウ 財源 <table> <tr> <td>一般財源</td><td>[17,876 千円]</td></tr> </table>	土地購入費	[17,876 千円]	一般財源	[17,876 千円]												
土地購入費	[17,876 千円]																
一般財源	[17,876 千円]																
	(4) 道路維持管理事業 [6,059 千円] ア 事業説明																

舗装修繕工事に公共施設等適正管理推進事業債を活用するため、町道舗装等修繕計画について5年に1度の計画見直しを行う。

上法万橋高欄塗装工事において既設塗膜から有害物質が検出され、除却方法と安全対策等を再検討した結果、工事を打ち切ることになったため、受注者側に生じた損害を賠償する。

イ 経費

町道舗装等修繕計画更新業務委託料 [5,000 千円]

賠償金 [1,059 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [4,000 千円]

一般財源 [2,059 千円]

(5) 私立こども園大規模改修事業 [3,048 千円]

ア 事業説明

急激に変化する社会情勢の影響による、建築資材の高騰に対応するため、赤碕こども園大規模修繕に係る補助金を追加する。

イ 経費

私立こども園緊急整備事業費補助金 [3,048 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [7,500 千円]

県支出金 [2,090 千円]

一般財源 [△6,542 千円]

(6) 公立こども園除雪作業委託料 [1,000 千円]

ア 事業説明

降雪時の安全な登降園を確保するため、公立こども園5園の除雪作業について委託料を追加する。

イ 経費

公立こども園除雪作業委託料 [1,000 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,000 千円]

(7) 赤碕駅舎活用ワークショップ事業 [44 千円]

ア 事業説明

無人化となった赤碕駅舎の今後の活用について検討するため、ワークショップを行う。

イ 経費

	報償費 [24 千円] 消耗品費 [20 千円] ウ 財源 一般財源 [44 千円] (8) ポストコロナインバウンド誘致対策促進事業 [525 千円] ア 事業説明 ポストコロナを見据えたインバウンド誘致対策として、鳥取県と協調した支援施策を講じ、中部圏域への訪日外国人観光客の誘客を図るため、(一社)鳥取中部観光推進機構(DMO)と中部市町が連携しインバウンド支援制度の充実を図る。 イ 経費 DMOインバウンド誘致対策促進負担金 [525 千円] ウ 財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [525 千円] (9) ため池防災減災対策推進事業 [1, 886 千円] ア 事業説明 松谷第3ため池改修工事に係る用地について、既存施設の一部が民有地内に存置していることが判明したため、当該地の用地買収に係る用地測量及び用地費にかかる経費を追加する。 イ 経費 用地測量委託料 [1, 200 千円] 土地購入費 [686 千円] ウ 財源 一般財源 [3, 586 千円] 防災減災国土強靱化対策事業債 [△16, 500 千円] 公共事業等債 [14, 800 千円] (10) 森林環境譲与税関連事業 [1, 324 千円] ア 事業説明 森林経営管理権集積計画策定業務に係る現地調査の面積が増加したことに伴い、委託料を追加する。 イ 経費 森林経営管理権集積計画作成等委託料 [1, 324 千円] ウ 財源 森林環境譲与税基金繰入金 [1, 324 千円]
--	--

	(11) 過年発生農地災害復旧事業 [10,000 千円] 過年発生農業用施設災害復旧事業 [45,000 千円] ア 事業説明 令和3年7月豪雨災害に係る災害復旧工事について、年度内の工事完了が見込めないため、令和4年度予算へ組替を行う。 イ 経費 災害復旧工事請負費 [55,000 千円] ウ 財源 県支出金 [53,825 千円] 災害復旧事業債 [900 千円] 地元分担金 [275 千円] (12) 福祉のまちづくり推進事業 [1,346 千円] ア 事業説明 高齢者や障がい者が利用しやすいようトイレのバリアフリー化を行う町内集会所に対して、補助金を交付する。 イ 経費 福祉のまちづくり推進事業補助金 [1,346 千円] ウ 財源 国庫支出金 [673 千円] 県支出金 [336 千円] 過疎対策事業債 [400 千円] 一般財源 [△63 千円] (13) 空き家対策事業 [1,556 千円] ア 事業説明 空き家等対策計画の更新や危険空き家への対応を検討するため、審議会委員の報酬を追加する。 危険空き家以外の除却に対し補助金を交付し、危険空き家発生の未然防止と地域の環境保全促進を図る。 イ 経費 空き家等対策審議会委員報酬 [56 千円] 空き家除却費用補助金 [1,500 千円] ウ 空き家除却費用補助金補助額等 危険空き家以外のものに対し、上限 150 千円／件（補助率 4/5） エ 財源 過疎対策事業債 [3,500 千円]
--	--

	県支出金 [△1,620 千円] 一般財源 [△324 千円]
	(14) 外国語学習支援員配置事業 [2,950 千円] ア 事業説明 外国語（英語）を母国語とする児童・生徒の転入があったことから、各学校に支援員を配置し、日本語指導等必要な支援を行う。 イ 経費 人件費 [2,950 千円] ウ 財源 県支出金 [1,966 千円] 一般財源 [984 千円]
	(15) 小学校管理費・中学校管理費 [6,893 千円] ア 事業説明 赤碕中学校の防火シャッター5台について、点検により故障が分かったため、修繕を行う。 新型コロナウイルス等の影響により修繕に係る部材費が高騰していることから今後予定している修繕に係る経費を追加する。 イ 経費 修繕料 [6,893 千円] ウ 財源 一般財源 [6,893 千円]
	(16) 町内遺跡発掘調査事業 [1,802 千円] ア 事業説明 県道船上山赤碕線（大石工区）改良工事に係る埋蔵文化財の確認調査を実施する。 イ 経費 町内遺跡発掘調査作業員派遣業務委託料 [1,402 千円] 事務費（消耗品費・燃料費等） [400 千円] ウ 財源 国庫支出金 [900 千円] 県支出金 [450 千円] 一般財源 [452 千円]
	(17) プレミアム付き「地元商店応援券」発行事業 [2,280 千円] ア 事業説明

プレミアム付き「地元商店応援券」の申込受付を行った結果、販売冊数（2万冊）を超える申込みがあったため、抽選にもれた方を対象にした応援券追加発行（940冊追加）を行う経費を追加するもの。

イ 経費

プレミアム付き「地元商店応援券」発行事業補助金 [2,280 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [2,280 千円]

(18) 国県返納金 [35,261 千円]

ア 事業説明

令和3年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金 [35,261 千円]

主な返納金

障害者自立支援給付費国庫負担金返納金 [14,087 千円]

鳥取県障害者自立支援給付費負担金返納金 [7,044 千円]

障害児通所給付費等国庫負担金返納金 [3,711 千円]

ウ 財源

一般財源 [35,181 千円]

返納金 [80 千円]

(19) 財政調整基金積立金 [188,000 千円]

減債基金積立金 [110,000 千円]

ア 事業説明

令和3年度からの繰越金及び令和4年度の普通交付税を財源とし、今後の災害等に備えるため、財政調整基金及び減債基金への積立金を追加するもの。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	現在高	補正額	補正後残高
財政調整基金	890,818	188,000	1,078,818
減債基金	179,936	110,000	289,936

ウ 財源

一般財源 [298,000 千円]

	(20) 町債の繰上償還元金[132, 204 千円] ア 事業説明 減債基金繰入金を財源とし、持続可能な健全財政を行うため、過去の高利率の町債の繰上償還元金を追加するもの。 イ 経費 繰上償還元金 [132, 204 千円] 将来払わなくても済む利子額：2, 273 千円 ・ H17 赤碕中学校大規模改修事業(学校教育施設等整備事業債) 0. 466% [65, 098 千円] ・ H21 臨時財政対策債 1. 51% [67, 106 千円] ウ 財源 一般財源 [132, 204 千円] 3 繰越明許費 追加 [単位：千円] <table><tr><th>事業名</th><th>金額</th></tr><tr><td>除雪車購入事業</td><td>30, 000</td></tr><tr><td>浦安地区公民館移転事業</td><td>59, 045</td></tr><tr><td>過年度発生農地災害復旧事業</td><td>10, 000</td></tr><tr><td>過年度発生農業用施設災害復旧事業</td><td>45, 000</td></tr></table> 4 債務負担行為 追加 [単位：千円] <table><tr><th>事業名</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr><tr><td>放課後児童クラブ運営業務</td><td>令和 5 年度から 令和 7 年度まで</td><td>135, 000</td></tr></table> [概要] 町が設置する放課後児童クラブ（4 クラブ）について、支援員等の人員を安定確保し、児童の育成に有効な活動の充実を図り事業を継続実施していくため、運営委託について債務負担行為を追加するもの。 ※債務負担計上額 135, 000 千円（45, 000 千円/年×3 年）	事業名	金額	除雪車購入事業	30, 000	浦安地区公民館移転事業	59, 045	過年度発生農地災害復旧事業	10, 000	過年度発生農業用施設災害復旧事業	45, 000	事業名	期間	限度額	放課後児童クラブ運営業務	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	135, 000
事業名	金額																
除雪車購入事業	30, 000																
浦安地区公民館移転事業	59, 045																
過年度発生農地災害復旧事業	10, 000																
過年度発生農業用施設災害復旧事業	45, 000																
事業名	期間	限度額															
放課後児童クラブ運営業務	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	135, 000															
補足事項																	

令和４年 9 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 70 号	議案名	令和４年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)			
目 的	前年度繰越金の確定に伴う補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2, 002, 243		11, 748		2, 013, 991	
	2 主な計上内容					
	(1) 財政調整基金積立金					
	前年度繰越金の確定に伴い生じた剰余金を財政調整基金へ積み立てる。					
	ア 経費					
	財政調整基金積立金[11, 818 千円]					
	予備費[△70 千円]					
	イ 財源					
前年度繰越金[11, 748 千円]						
補足事項	基金残高 前年度末 45, 032 千円＋基金積立金 11, 818 千円(補正後)＝56, 850 千円					

令和４年 9 月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	予算
議案番号	議案第 71 号	議案名	令和４年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業 特別会計補正予算（第 1 号）			
目 的	前年度決算に伴う繰越金の減額に伴い、歳入歳出を減額補正するもの。					
内 容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	8, 434		△555		7, 879	
	2 主な計上内容					
	(1) 歳入予算					
	ア 前年度繰越金[△555 千円]					
	前年度予算からの繰越額確定に伴う減額補正。					
	(2) 歳出予算					
	ア 一般会計繰出金[△277 千円]					
	(ア) 事業説明					
一般会計からの借入金に対する返済金に充てるための一般会計繰出金。 「琴浦町一般会計から住新等特別会計に対する長期貸付に関する規則」 第 5 条に従い前年度決算に応じた余剰金の 2 分の 1 以上の額を本年度 に一般会計へ返済します。 ※令和 4 年度末残高見込 17, 590, 600 円						
(イ) 財源						
前年度繰越金[△277 千円]						
イ 予備費[△494 千円]						
(ア) 事業説明						
歳入歳出の調整						
(イ) 財源						
前年度繰越金[△494 千円]						
ウ 需用費[216 千円]						
補足事項						

令和4年9月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第72号	議案名	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第2号）			
目的	扶養の増に伴う人件費の増額及び過年度分下水道使用料の還付に伴い、補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	930,877	343	931,220		
	資本的収入	287,436	0	287,436		
	■支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	927,365	343	927,708		
	資本的支出	565,369	0	565,369		
	2 主な計上内容					
	(1) 支出 収益的支出[343千円]					
	ア 事業説明					
	扶養の増に伴う人件費の増額及び過年度分下水道使用料の還付に伴い増額を行う。					
イ 経費						
営業費用：338千円						
総係費 338千円						
特別損失：5千円						
過年度損益修正損 5千円						
ウ 財源						
一般財源：343千円						
補足事項						

令和４年９月定例議会　議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 73 号	議案名	令和４年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)			
目　　的	前年度繰越金額の確定等に伴う補正を行うもの。					
内　　容	1　補正額					

令和４年９月定例議会　議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 74 号	議案名	令和４年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)			
目　　的	前年度繰越金の確定に伴う補正を行うもの。					
内　　容	1　補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	250, 921		491		251, 412	
	2　主な計上内容					
	(１) 歳入予算 前年度繰越金[491 千円]					
(２) 歳出予算 予備費[491 千円]						
補足事項						

令和４年９月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算
議案番号	議案第 75 号	議案名	令和４年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算（第１号）			
目 的	前年度決算に伴う繰越金の減額に伴い、歳入歳出を減額補正するもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	32,087		△1,354		30,733	
	2 主な計上内容					
	(１) 歳入予算					
	前年度繰越金[△1,354 千円]					
	(２) 歳出予算					
	ア 一般会計繰出金[△1,353 千円]					
	イ 予備費 [△1 千円]					
補足事項						

令和4年9月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第76号	議案名	令和4年度琴浦町上郷財産区特別会計補正予算(第1号)			
目 的	利用間伐事業完了に伴い、分収交付金を計上するもの。					
内 容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	6		228		234	
	2 主な計上内容					
	(1) 分収交付金					
	ア 事業説明					
	大字大杉字市倉 800 番地 2 における利用間伐事業完了に伴い、実質所有部落に分収交付金を交付するもの。					
	イ 経費					
	分収交付金(鋤部落・上鋤部落)[229 千円]					
	予備費 [△1 千円]					
ウ 財源						
公益財団法人鳥取県造林公社[228 千円]						
3 位置図						
						
補足事項						

令和４年９月定例議会　議案概要		担当課	総務課	種別	予算
目　　的	前年度繰越金額等の確定に伴う補正を行うもの。				
内　　容	議案第 77 号　令和４年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第 1 号)				
	1　補正額[単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	18,079		124	18,203	
	2　主な計上内容				
	（１）　歳入予算				
	前年度繰越金[124 千円]				
	（２）　歳出予算				
	ア　委員報酬[2 千円]				
	役員改選(令和４年７月 23 日)に伴い、新委員 2 名分の報酬 1 月分を計上するもの				
イ　予備費[122 千円]					
議案第 78 号　令和４年度琴浦町成美財産区特別会計補正予算(第 1 号)					
1　補正額[単位：千円]					
補正前予算額		補正額	補正後予算額		
13,531		31	13,562		
2　主な計上内容					
（１）　歳入予算					
前年度繰越金[31 千円]					
（２）　歳出予算					
ア　委員報酬[2 千円]					
役員改選(令和４年７月 23 日)に伴い、新委員 3 名分の報酬 1 月分を計上するもの					
イ　予備費[29 千円]					

議案第 79 号 令和 4 年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第 1 号)

1 補正額[単位：千円]

補正前予算額	補正額	補正後予算額
9,828	4	9,832

2 主な計上内容

(1) 歳入予算

前年度繰越金[4 千円]

(2) 歳出予算

委員報酬[4 千円]

役員改選(令和 4 年 7 月 23 日)に伴い、新委員 4 名分の報酬 1 月分を計上するもの

議案第 80 号 令和 4 年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第 2 号)

1 補正額[単位：千円]

補正前予算額	補正額	補正後予算額
98,058	△14,145	83,913

2 主な計上内容

(1) 歳入予算

前年度繰越金[△1,415 千円]

(2) 歳出予算

予備費[△1,415 千円]

補足事項

令和４年９月定例議会 議案概要	担当課	総務課 すこやか健康課 税務課 上下水道課 農林水産課	種別	決算
目 的	令和３年度会計に係る歳入歳出決算等について議会の認定に付するもの。			
内 容	議案第 81 号 令和３年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について (１) 歳入総額 12,543,969,031 円 (２) 歳出総額 11,900,705,378 円 (３) 歳入歳出差引額 643,263,653 円 (４) 繰越明許費繰越額 191,412,548 円 (５) 事故繰越繰越額 38,766 円 (６) 実質収支額 451,812,339 円 議案第 82 号 令和３年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (１) 歳入総額 1,944,340,626 円 (２) 歳出総額 1,932,522,322 円 (３) 歳入歳出差引額 11,818,304 円 (４) 実質収支額 11,818,304 円 議案第 83 号 令和３年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について (１) 歳入総額 10,404,296 円 (２) 歳出総額 5,419,762 円 (３) 歳入歳出差引額 4,984,534 円 (４) 実質収支額 4,984,534 円 議案第 84 号 令和３年度琴浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (１) 歳入総額 249,314,087 円 (２) 歳出総額 245,748,650 円 (３) 歳入歳出差引額 3,565,437 円 (４) 実質収支額 3,565,437 円			

議案第 85 号 令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 945,577,651 円
- (2) 歳出総額 914,395,757 円
- (3) 歳入歳出差引額 31,181,894 円
- (4) 繰越明許費繰越額 19,575,300 円
- (5) 実質収支額 11,606,594 円

議案第 86 号 令和 3 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 2,225,403,174 円
- (2) 歳出総額 2,169,627,282 円
- (3) 歳入歳出差引額 55,775,892 円
- (4) 実質収支額 55,775,892 円

議案第 87 号 令和 3 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 220,462,889 円
- (2) 歳出総額 219,970,809 円
- (3) 歳入歳出差引額 492,080 円
- (4) 実質収支額 492,080 円

議案第 88 号 令和 3 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 22,761,898 円
- (2) 歳出総額 20,546,611 円
- (3) 歳入歳出差引額 2,215,287 円
- (4) 実質収支額 2,215,287 円

議案第 89 号 令和 3 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 22,847 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 22,847 円
- (4) 実質収支額 22,847 円

議案第 90 号 令和 3 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 21,741 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 21,741 円
- (4) 実質収支額 21,741 円

議案第 91 号 令和 3 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 180 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 180 円
- (4) 実質収支額 180 円

議案第 92 号 令和 3 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 0 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 0 円
- (4) 実質収支額 0 円

議案第 93 号 令和 3 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 674 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 674 円
- (4) 実質収支額 674 円

議案第 94 号 令和 3 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 18,205,439 円
- (2) 歳出総額 292,825 円
- (3) 歳入歳出差引額 17,912,614 円
- (4) 実質収支額 17,912,614 円

	議案第 95 号 令和 3 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 13,711,768 円 (2) 歳出総額 154,744 円 (3) 歳入歳出差引額 13,557,024 円 (4) 実質収支額 13,557,024 円 議案第 96 号 令和 3 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 10,443,496 円 (2) 歳出総額 618,407 円 (3) 歳入歳出差引額 9,825,089 円 (4) 実質収支額 9,825,089 円 議案第 97 号 令和 3 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 56,649,022 円 (2) 歳出総額 1,977,181 円 (3) 歳入歳出差引額 54,671,841 円 (4) 実質収支額 54,671,841 円 議案第 98 号 令和 3 年度琴浦町水道事業会計決算認定について (1) 収益的収入 331,296,349 円 (2) 収益的支出 255,998,878 円 (3) 資本的収入 118,999,800 円 (4) 資本的支出 319,667,082 円 (5) 当年度純利益 53,715,927 円 議案第 99 号 令和 3 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について (1) 建設改良積立金の積立 53,715,927 円 (2) 建設改良積立金の積立及び資本金への組入 0 円 (3) 資本金への組入 61,212,613 円
補足事項	

令和４年９月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 100 号	議案名	負担付贈与の受け入れについて			
目 的	現在、琴浦町社会福祉協議会の所有する社会福祉センター外不動産について、老朽化した浦安地区公民館の機能を移転するため、条件付きで贈与を受け入れるもの。					
内 容	1 贈与物件					
	区分	所在			地目	地積 (㎡)
	土地	琴浦町大字浦安字惣連 1 2 3 番地 1			宅地	1560.05
	区分	所在		種類及び構造	面積(㎡)	
	建物	琴浦町大字浦安字惣連 1 2 3 番地 1、1 2 1 番地 2		集会場 1 棟 鉄骨・鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 4 階建	2015.25	
	建物	琴浦町大字浦安字惣連 1 2 1 番地 2		車庫 1 棟 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	99.08	
2 贈与者						
(1) 住所 琴浦町大字浦安 1 2 3 番地 1						
(2) 氏名 社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 会 長 中井 一郎						
3 贈与条件						
(1) 本件不動産を琴浦町社会福祉協議会の事務所及び通所介護事業の用に供する施設として使用を認めるものとする。						
(2) 前項の事務所の用に供する施設部分については使用料を徴しないものとする。						
(3) 本件不動産を受贈後、琴浦町社会福祉協議会の使用する事務所の改						

	修工事及び本件不動産受贈前に不具合をきたしている空調設備の修繕工事を行うものとする。 (4) 前項の工事に係る一切の費用の負担を求めないものとする。
補足事項	

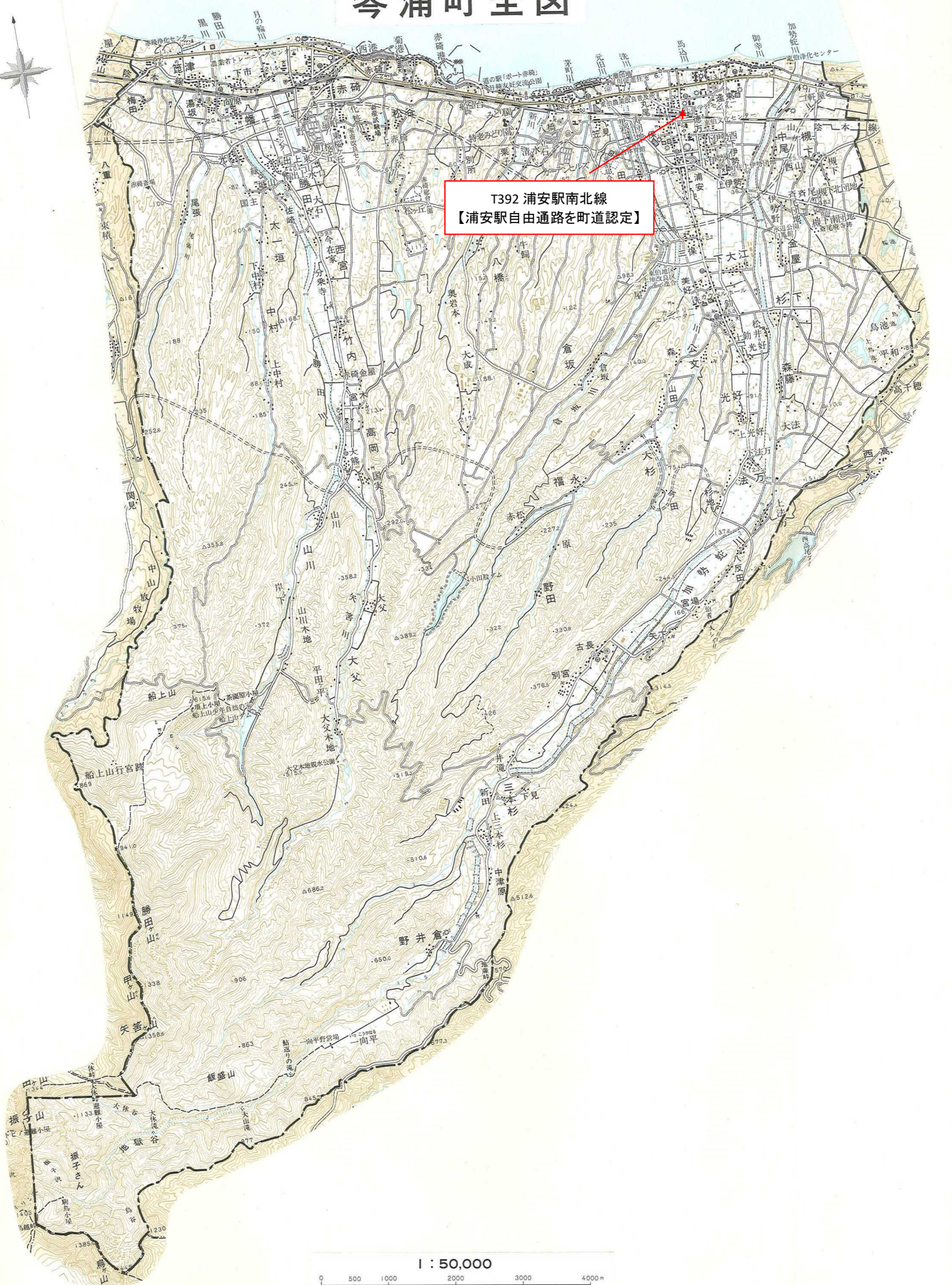
令和４年９月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 101 号	議案名	損害賠償額の決定について			
目 的	損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項の規定により、議会の議決を得るもの。					
内 容	株式会社若松組と令和３年１２月１日に契約した、上法万橋高欄塗替工事において、既設塗膜から有害物質が検出され、除去方法と安全対策を再検討した結果、事業費が増大し、現行予算では対応できなくなり工事請負契約を解除した。					
	当該工事請負契約の解除は、発注者である琴浦町の都合によるため、受注者側に生じた損害を賠償する。					
	1	工事名	上法万橋高欄塗替工事			
	2	契約日	令和３年１２月１日			
	3	契約金額	5,588,000 円			
	4	受注者	株式会社若松組			
	5	工期	令和３年１２月１日～令和４年６月３０日			
	6	契約解除年月日	令和４年６月２７日			
7	賠償金額	1,058,652 円				
補足事項						

令和４年９月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 102 号	議案名	町道路線の認定について			
目 的	浦安駅自由通路は、通学路に留まらず広く住民に利用されている実態があることから、町道認定することにより有利な財源を確保し、今後とも適切な維持管理を行うため、町道浦安駅南北線として認定する。					
内 容	○町道として認定する路線					
	整理番号	町道路線名	延長（m）	町道に移管する路線名		
	東 392	浦安駅南北線	93.4	浦安駅自由通路		
	1 路線 合計		93.4			
補足事項						

琴浦町全図

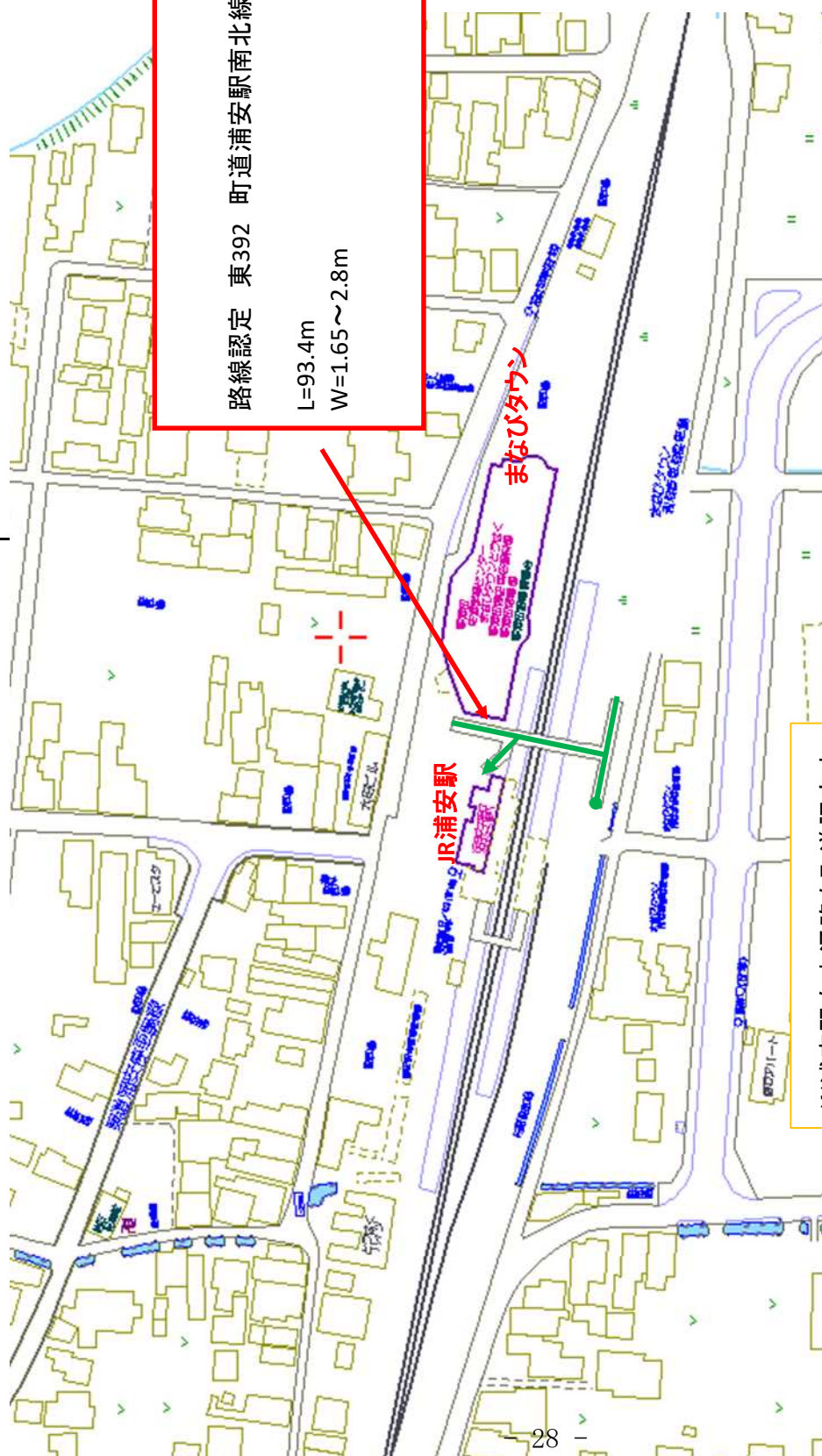


T392 浦安駅南北線
【浦安駅自由通路を町道認定】



1 : 50,000

0 500 1000 2000 3000 4000 m



凡例

変更前



変更後



新規認定



※浦安駅自由通路を町道認定することにより、有利な財源を確保し、今後とも適切な維持管理を行うため、町道浦安駅南北線として認定する。

令和４年９月定例議会　議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他																				
議案番号	議案第 103 号	議案名	町道路線の変更について																							
目　　的	町道鐘鑄谷線は、周辺の圃場整備や道の駅ポート赤碕の整備により、現在は廃道となった部分があることから、現況に沿わせるため、町道鐘鑄谷線の起終点および延長を変更する。 国道９号線の交差点改良工事により、国道と交差する町道荒神谷１号線と町道三軒屋線の改良工事も行われたことから、現況に沿わせるため、町道荒神谷１号線と町道三軒屋線の起点を変更する。																									
内　　容	○町道を変更する路線 <table><tr><td>整理番号</td><td>町道路線名</td><td>現延長（m）</td><td>変更後延長（m）</td></tr><tr><td>赤 002</td><td>鐘鑄谷線</td><td>527.0</td><td>90.9</td></tr><tr><td>赤 107</td><td>荒神谷１号線</td><td>543.3</td><td>534.2</td></tr><tr><td>赤 162</td><td>三軒屋線</td><td>599.3</td><td>641.8</td></tr><tr><td colspan="2">３路線　合計</td><td>1669.6</td><td>1266.9</td></tr></table>						整理番号	町道路線名	現延長（m）	変更後延長（m）	赤 002	鐘鑄谷線	527.0	90.9	赤 107	荒神谷１号線	543.3	534.2	赤 162	三軒屋線	599.3	641.8	３路線　合計		1669.6	1266.9
整理番号	町道路線名	現延長（m）	変更後延長（m）																							
赤 002	鐘鑄谷線	527.0	90.9																							
赤 107	荒神谷１号線	543.3	534.2																							
赤 162	三軒屋線	599.3	641.8																							
３路線　合計		1669.6	1266.9																							
補足事項																										

琴浦町全図

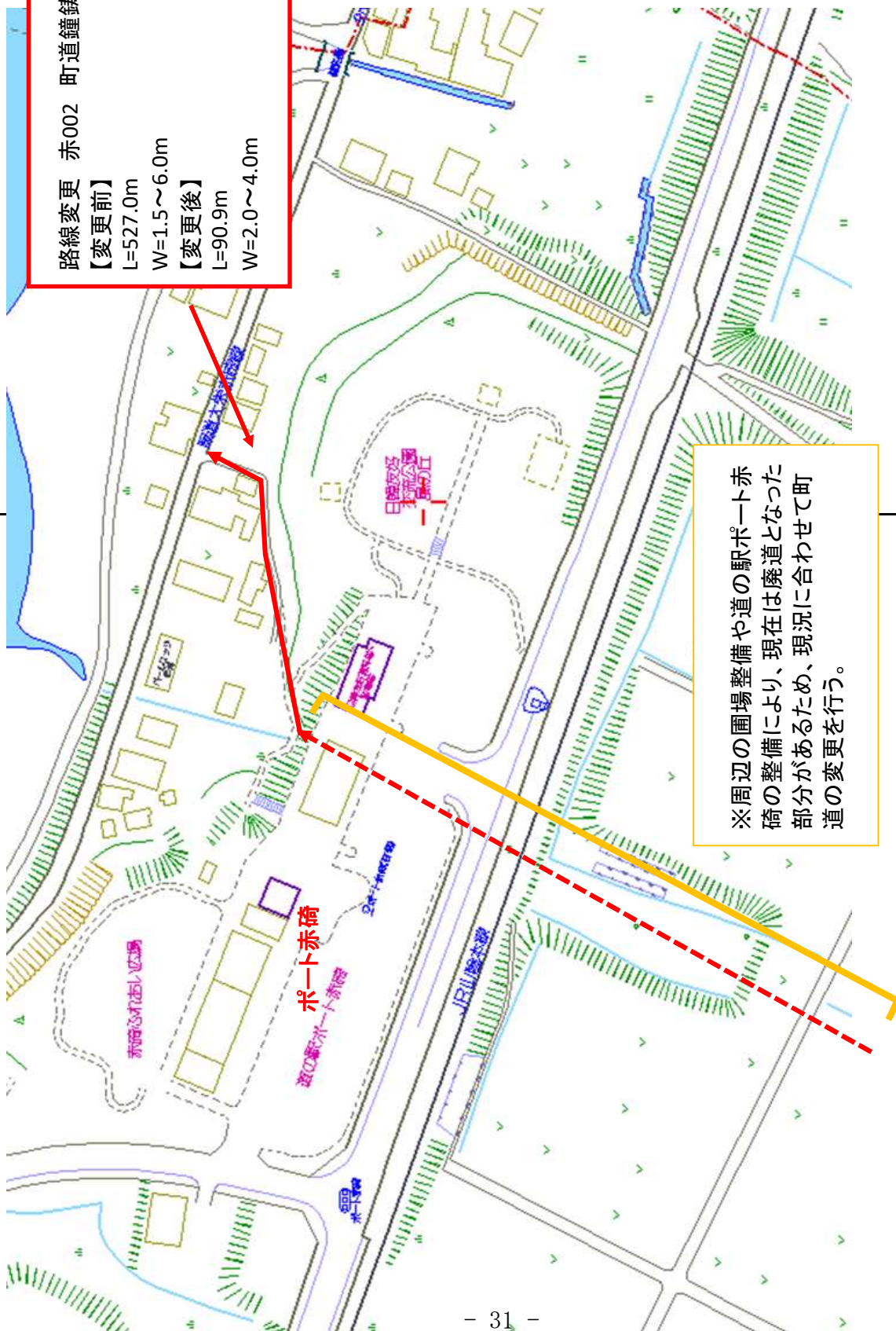
A002 鐘鑄谷線
【廃道部分を削除】

A107 荒神谷1号線
【起点の変更(延長減)】

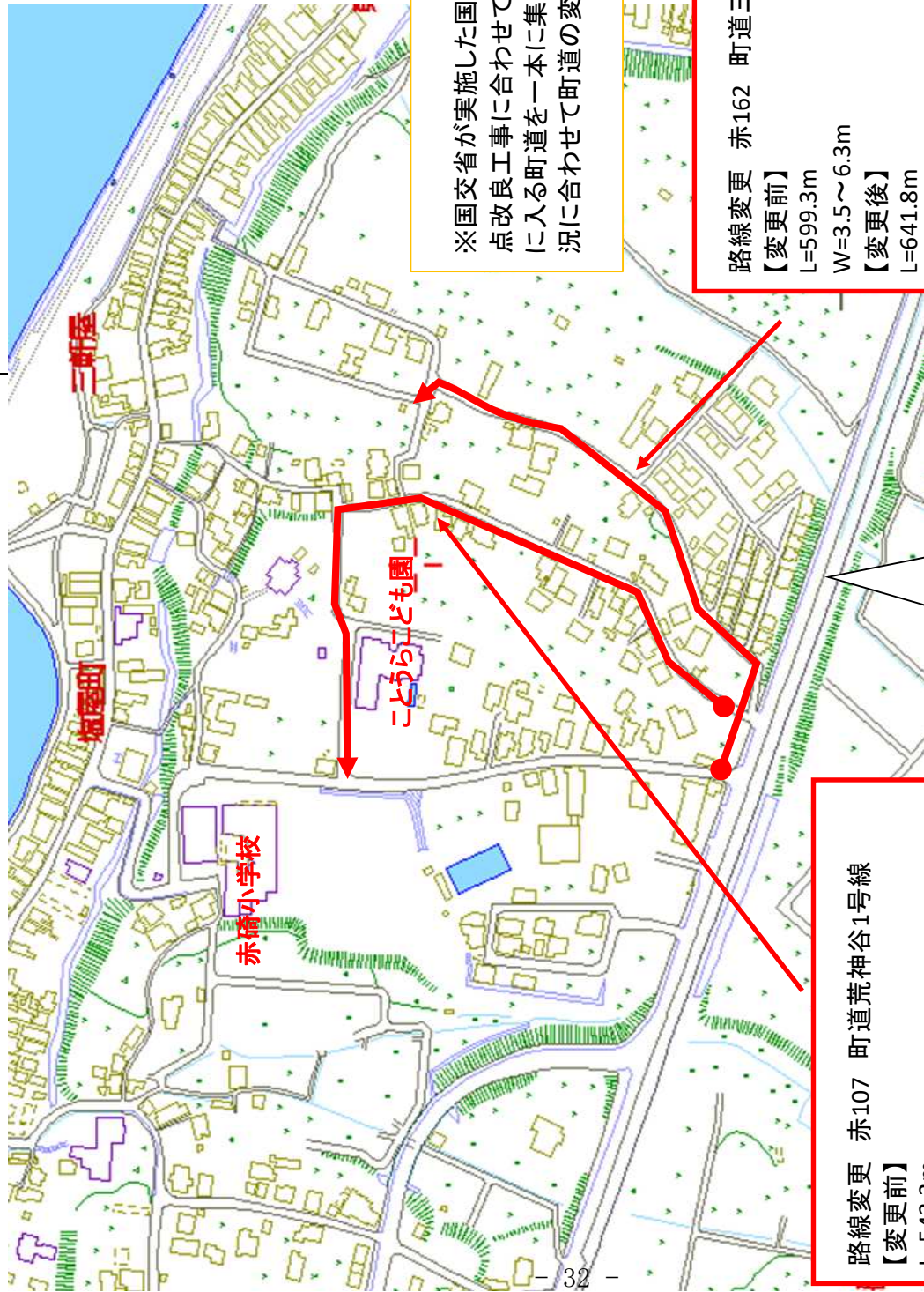
A162 三軒屋線
【起点の変更(延長増)】

1 : 50,000

0 500 1000 2000 3000 4000 m



凡例	
変更前	---
変更後	—
新規認定	—



※国交省が実施した国道9号線の交差点改良工事に合わせて、国道から集落に入る町道を一本に集約したため、現況に合わせて町道の変更を行う。

路線変更 赤162 町道三軒屋線
【変更前】
L=599.3m
W=3.5～6.3m
【変更後】
L=641.8m
W=3.5～14.0m

路線変更 赤107 町道荒神谷1号線
【変更前】
L=543.3m
W=3.4～7.7m
【変更後】
L=534.2m
W=3.4～15.0m

国道9号線

凡例

変更前	---
変更後	—
新規認定	—

令和 4 年 9 月議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第 104 号	議案名	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について			
目 的	琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更するに当たり、議会の議決を得るもの。					
内 容	1 変更の背景・趣旨 令和 4 年 4 月に、令和 2 年国勢調査の結果を反映し過疎地域の要件が見直された結果、旧赤碕町地域に加えて旧東伯町地域が追加され、琴浦町全域が過疎地域に指定されました。 これを受けて、昨年度策定した、旧赤碕町地域が対象の「琴浦町過疎地域持続的発展計画」を全町版の計画へと変更します。 変更にあたっては、今年度改定する本町の最上位計画である「琴浦まちづくりビジョン（第 3 次琴浦町総合計画）」との整合を図り、政策・数値目標を基本方針・基本目標に用います。					
	2 計画期間 ※変更なし 令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度の 5 年間					
	3 主な変更内容 ①基本方針 琴浦まちづくりビジョン 6 つの政策を基本方針とする。					
	②基本目標					
	指標		目標値		基準値	
人口の社会減 【琴浦町】 (現計画：旧赤碕町地域人口)		△400 人以下 5 年（R3～R7 年末） 累計 (6, 625 人)		△443 人 5 年(H29～R3 年末) 累計 (6, 802 人)		
地区公民館と一体化した新たな地域運営組織立ち上げ 【琴浦町】 (現計画：旧赤碕町地域)		9 地区（R7 年度末） (4 地区)		0 地区（R2 年度末） (0 地区)		

	年間観光入込客数 【琴浦町】 (現計画：道の駅2箇所)	90 万人 (R7 年末) (75 万人)	58.1 万人 (R2 年末) (49.7 万人)
	4 その他の変更点 (1) 事業内容の追加 追加した主な事業 【3 産業の振興】 赤碕ふれあい広場遊具リニューアル事業（ハード事業）を追加 【5 交通施設の整備、交通手段の確保】 おもだった町道、道路施設等維持修繕事業名称を追加 【6 生活環境の整備】 環境事業（廃棄物処理、軟質プラスチック収集運搬処理、海岸漂着物処理等）を追加 (2) 計画全体の表現・数値を旧赤碕町地域を主体としたものから琴浦町全体へと変更 (3) 文言等の修正 5 計画変更の詳細 ・琴浦町過疎地域持続的発展計画新旧対照表（別添資料） 6 根拠法 ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（過疎地域持続的発展市町村計画） 第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。 2～9 略 10 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。		
補足事項			

琴浦町過疎地域持続的発展計画新旧対照表

変更後	変更前
1 基本的な事項 (1) <u>琴浦町</u>の概況 ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 <u>本町は、2004 年（平成 16 年）9 月 1 日に旧東伯町と旧赤碕町が合併してできた町で、鳥取県のほぼ中央に位置し、東西 15. 2km、南北 18. 5km、総面積は 139. 97 ㎢である。南は大山山麓大地と急峻な山地、北に向かうにしたがって緩やかになり、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が広がっている。</u> <u>日本海側は、商工業、中部は県下有数の生産・販売数を誇る農業地帯が広がり、南側は大山滝、船上山などで知られる風光明媚な中山間地となっている。丘陵地帯は、普通畑や樹園地として耕作されているほか、山林資源も豊富。東西に延びる海岸線は、単調ながらも遠浅で岩礁が多く、魚類の生息と海藻の繁茂に適しており、沿岸漁場として県内屈指の水揚げを誇っている。</u> <u>白鳳時代創建の山陰を代表する法隆寺式伽藍配置の寺院跡である「斎尾廃寺跡」は、遺構の残存状況が良好であることなどから山陰地方で唯一の国指定特別史跡に指定されている。</u> 船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333 年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。	1 基本的な事項 (1) 琴浦町旧赤碕地域の概況 ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 琴浦町は鳥取県の中郡地区に属し、東伯郡の西の玄関口として大きな役割を占めている。県庁所在地の鳥取市から約 60 km、米子市から約 35 km の距離となる。東は北栄町、倉吉市、西は大山町、南には江府町と接している。 琴浦町において過疎とみなされる区域である旧赤碕町地域は、東西 6. 3 km、南北 14. 8 km、総面積 57. 27 ㎢の細長い地域である。中国山地の主峰大山から東に連なる矢筈ヶ山、さらに北に延びる甲ヶ山、勝田ヶ山と大山すそ野に発達した峻険な山岳地帯から船上山に至る。さらに北面に緩傾斜を描きながら山野と丘陵が広がり、勝田川、黒川を中心として扇状に平野が開け、北側は日本海に面している。平野部では田畑および山村資源を有し、約 6 km にわたる海岸線に沿って漁業、商工業を中心に発達した町の景観を形成している。 本地域には古くからの生活の痕跡が認められる。弥生時代の土器、石器類の出土状況から見て、松が丘、佐崎、高岡、寛津等の台地から原始生活が始まり、平安時代中期ごろ海岸線へと生活拠点が進出し赤碕地区の原型ができたと推定されている。 船上山では平安初期頃から山岳仏教が栄え、大山、三徳山とともに伯耆三嶺と呼ばれる修験道の霊場であった。1333 年、元弘の乱により流罪とされていた後醍醐天皇は隠岐の島を脱出して船上山にて挙兵。船上山の戦いで幕府方の軍勢を退け「建武の新政」の礎となった。

	室町時代には山名氏の治下であったが、室町末期戦国時代には尼子氏の所領となりその家臣吉田氏が八橋城に入り一帯を治めている。その後毛利氏の所領となり、その後杉原盛重が八橋城に居を構えた。この時代、東に八橋城、安田の笠津城、成美の太一垣城、西の中山城をめぐる攻防によりしばしば戦場となった。 明治22年に町村制が施行された当時は赤崎、豊定、保永、安田、以西の5村が存在していた。明治30年代に始まった明治の大合併により赤碕町、成美村、安田村、以西村の1町3村となり、さらに昭和29年に昭和の大合併により赤碕町が誕生した。その後赤碕町、東伯町の2町が合併し、平成16年9月に琴浦町となった。 旧赤碕町地域の社会的条件として、JR山陰本線赤碕駅を中心とした市街地が広がっている。海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道9号、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもろん、西部地区の米子市とも生活上の関わりが大きい。 主な公共施設として高等特別支援学校1校、中学校1校、小学校は2校、こども園・保育園が7園存在する。社会教育施設として地区公民館が4館設置されているほか、文化センター2館も設置している。ホールや図書館、会議室を有する赤碕地域コミュニケーションはく、赤碕地域コミュニケーションも地域の交流施設として機能している。 イ 過疎の状況 旧赤碕町地域の人口は昭和35年には11,028人であったが、昭和60年は9,324人となり、減少率は15.5%だった。平成27年は6,898人で昭和60年からの減少率は26.0%に上り、加速度的に減少を続けている。今後もこの傾向は続くものと予想される。
本町の社会的条件として、JR山陰本線の浦安、八橋、赤碕の3駅を中心とした市街地が広がっており、海側の旧道沿いには古くからの街並みを残す。国道9号、山陰道が通っており、同じ鳥取県中部地区の倉吉市はもろん、西部地区の米子市とも生活上の関わりが深い。 主な公共施設として高等特別支援学校1校、中学校2校、小学校5校、こども園・保育園が7園存在する。社会教育施設として地区公民館を9館設置しているほか、文化センター2館も設置している。ホールや図書館、会議室を有するまなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニケーションも地域の交流施設として機能している。 イ 過疎の状況 本町の人口は、1985年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。なお、世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、単身化が進行しているといえる。 2021年時点の住民基本台帳における人口は16,858人、高齢化率は	

37.0%だが、10年後の2031年には14,493人に、高齢化率は40%になる推計となっている。 少子化も進んでおり、こども園や小学校の統合が進んでいる。町内に8校の小学校が存在していたが、平成26年度に5校となった。また、11園存在していたこども園・保育園も、7園となっている。未就学児及び入園児数の減少だけでなく、園舎の老朽化や保育士不足が課題となっており、今後の園舎建て替えが計画されている。	少子化も進んでおり、こども園や小学校の統合が進んでいる。地域内に4校の小学校が存在していたが、平成26年度に安田小学校、以西小学校、成美小学校が統合し、新たに船上小学校が開校した。これにより地域内の小学校は赤碕小学校、船上小学校の2校となった。また、平成28年に以西保育園と成美保育園が統合し、ふなのえこども園として開園。翌年には安田保育園も統合となった。未就学児及び入園児数の減少だけでなく、園舎の老朽化や保育士不足が課題となっており、今後の園舎建て替えについて検討が必要となっている。
施設面でも、まなびタウンとうはく、赤碕地域コミュニティセンターが地域活動の拠点として機能してきたが、施設の老朽化が進んでおり設備等の更新が必要となっている。 本町の分譲住宅地として、槻下住宅団地(91戸)、きらりタウン赤碕(174戸)を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。山陰道のインターチェンジから近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年は空き家の問題が深刻になっている。中山間地域だけでなく、特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。	平成17年に赤碕地域コミュニティセンターが竣工し、赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点として機能してきた。それから16年が経過する中で施設の老朽化が進んでおり電気設備等の更新が必要となっている。 旧赤碕町地域の分譲住宅地として、きらりタウン赤碕(174戸)を整備し、定期借地権の設定、定住奨励金の支給や町営墓地の無償貸与等の取り組みを行ってきた。赤碕駅や山陰道琴浦船上インターチェンジからも近い立地を活かし、町内外からの新築家屋建設が進んでいる。一方で、近年空き家の問題が深刻になっている。特に海に面した旧道沿いの地域には家屋が密集しており、今後空き家の増加が予想される。
2019年(令和元年)には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介・職業紹介及び事業所支援を行い、雇用拡大に繋がってきた。 過疎地域のコミュニティ存続も課題となっており、古布庄地区と以西地区、安田地区では集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによ	平成31年には、地域住民や事業者の利便性向上及び利用者のニーズに対応できるよう「しごとプラザ琴浦」を開所し、各種相談・職業紹介及び事業所支援を行い、雇用拡大に繋がってきた。 過疎地域のコミュニティ存続も課題となっており、以西地区と安田地区では集落支援員を配置し活動するとともに、地域振興協議会の立ち上げによ

の立ち上げによる地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、人口減少による担い手不足により今までの活動を維持することが困難な状況となっており、住民自治による持続可能な地域を<u>目指し</u>、地区公民館の社会教育機能も併せ持つ新たな地域<u>コミュニティ</u>の検討を進めている。 地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスの混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行のほか、共助交通の推進も含めた地域交通のあり方の検討の必要に迫られている。	る地域活動の振興にも取り組んできた。しかし、人口減少による担い手不足により今までの活動を維持することが困難な状況となっており、住民自治による持続可能な地域を<u>目指し</u>地区公民館の社会教育機能も併せ持つ新たな地域<u>コミュニティ</u>の検討を進めている。 地域交通の現状も厳しいものとなっている。運転手の不足、利用者の減少と経費の増加、高齢者の移動ニーズの変化により、特に中山間地域を中心とした公共交通の維持が困難となっている。スクールバスの混乗や便数・ルートの見直しによるバスの効率的な運行のほか、共助交通の推進も含めた地域交通のあり方の検討の必要に迫られている。
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要 <u>本町</u>の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第3位で<u>2014年（平成26年）</u>は86億3千万円であったが、<u>2019年（令和元年）</u>は120億円（2019年生産農業所得統計）で、県内第2位となった。この中で約7割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。	ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要 <u>琴浦町</u>の農業産出額は、長らく鳥取市、大山町に次ぐ県内第3位で平成26年は86億3千万円であったが、令和元年は120億円（2019年生産農業所得統計）で、県内第2位となった。この中で約7割を畜産部門が占め増加傾向にある一方で、耕種部門は逆に減少傾向となっている。
<u>平野部</u>では<u>広大な水田</u>が広がり<u>水稻耕作</u>が中心となっている。丘陵地帯では以前から<u>梨</u>を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が<u>行われている</u>。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が<u>多く</u>、また、畜産も盛んに行われている。 漁業では県中部地域最大の湾港である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚げが主体となっている。また、近年ギンザケ	旧赤碕町地域では<u>勝田川</u>を中心とした平野部では広大な水田が広がり水稻耕作が中心となっている。丘陵地帯では以前から梨を中心とした果樹生産が盛んに行われてきたほか、畑地帯では、芝生、牧草、施設園芸などの生産が<u>行われている</u>。野菜では、特にミニトマトやブロッコリー等の生産が盛んに行われている。また、畜産も盛んに行われている。 漁業では県中部地域最大の湾港である赤碕港等の港湾があり、県内屈指の好漁場となっている。沿岸漁業のみで構成されており、刺網漁業、釣り漁業、採貝・採藻漁業の水揚げが主体となっている。<u>2カ所の道の駅には赤碕町漁</u>

等の陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。 <u>商工業</u>については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は食料品で、全国平均より圧倒的に高く、強みのある分野となっている。<u>駅周辺や国道9号</u>沿いを中心に食品関係や建設業、運送業等の商工業の事業所が集中している。 <u>2011年（平成23年）</u>には山陰道が開通し、鳥取市や米子市等へのアクセスが格段に向上した。山陰道の開通を機に、観光分野では<u>本町</u>の強みとして食のブランド化に取り組んできた。<u>2019年（平成31年）</u>4月には「道の駅琴の浦」に新たなインターチェンジが開通し、観光案内所とともに琴浦観光の玄関口としての機能強化を図っており、国道9号沿いの道の駅ポート赤碕とも連携して、<u>2カ所</u>の道の駅が<u>本町</u>の観光の拠点となっている。	<u>協の直売所</u>が<u>出店</u>している。また、近年ギンザケ等の陸上養殖が開始されるなど、新しい水産業の動きもみられる。 <u>琴浦町の商工業</u>については、県内町村ではトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇っており、中でも生産高が多い産業は食料品で、全国平均より圧倒的に高く、強みのある分野となっている。<u>赤碕駅周辺や国道9号</u>沿いを中心に食品関係や建設業、運送業等の商工業の事業所が集中している。 平成23年には山陰道が開通し、鳥取市や米子市等へのアクセスが格段に向上した。山陰道の開通を機に、観光分野では琴浦町の強みとして食のブランド化に取り組んできた。平成31年4月には「道の駅琴の浦」に新たなインターチェンジが開通し、観光案内所とともに琴浦観光の玄関口としての機能強化を図っており、国道9号沿いの道の駅ポート赤碕とも連携して、<u>地域内にある2カ所</u>の道の駅が<u>琴浦町</u>の観光の拠点となっている。
(2) 人口及び産業の推移と動向 <u>前述の通り、本町の人口は、1985</u>年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。<u>なお、</u>世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化、<u>單身化</u>が進行しているといえる。 <u>2021年（令和3年）時点における人口は16,858人、高齢化率は37.0%だが、10年後の2031年（令和13年）には14,493人に、高齢化率では40%になる推計となっている。</u> 年齢別に見ると、<u>これまで増加傾向にあった65歳以上の高齢人口についても、団塊の世代が70歳台に突入し、2021年（令和3年）から減少に転じている。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても減少する傾向が継続する。</u>	(2) 人口及び産業の推移と動向 <u>琴浦町の人口は昭和50年代は横ばいで推移していたが、昭和60年頃から減少に転じて以降、減少傾向が続いている。世帯数については、ほぼ横ばい状態となっており、人口減少と照らし合わせると核家族化が進行しているといえる。</u> 年齢別に見ると、<u>65歳未満の人口は減少傾向にある一方、65歳以上の人口は年々増加しているが、団塊の世代が70歳台に突入し、近年は65歳以上の人口増加率は緩やかになっている。65歳未満の人口減少については、特に旧赤碕町地域で減少率が高い傾向がみられる。</u>

また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、<u>2015年（平成27年）は1.66人、2020年（令和2年）には1.39</u>となり年少人口は年々減少している。出生数は減少しているが、死亡数も減少しており、自然減の減少幅は横ばいが続いている。 本町の大きな課題として、<u>20代・30代</u>における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も50代前半まで流出傾向が続いている。特に<u>子育て世代にあたる女性の流出超過は、少子化を呼ぶといった悪循環が生じている。「結婚・出産・子育て」の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子連れ世帯の流入傾向を維持しつつ、20代・30代を中心とした若年層の転出抑制と、Uターン者の増加</u>を同時に進める必要がある。 人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりとなり、下げ止まりが見えない状態となる。<u>2060年（令和42年）</u>には現在の人口から約<u>48%</u>減の約8,800人まで減少する予測となっている。	また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、<u>平成22年は1.88人であったが、平成27年には1.66</u>となり年少人口は年々減少している。出生数は減少しているが、死亡数も減少しており、自然減の減少幅は横ばいが続いている。 本町の大きな課題として、<u>20・30代</u>における流出超過がある。流出は高校卒業後世代を中心に始まっており、その後も50代前半まで流出傾向が続いている。特に<u>結婚・出産・子育て</u>の各段階に応じた切れ目のない支援体制の充実を図り、また現状の子連れ世帯の流入傾向を維持しつつ、<u>20・30代を中心とした若年層の流出率抑制と、30代からのU&Iターナーの上</u>を同時に進める必要がある。 人口動態の見通しとしては、今後若年層を中心に人口流出が続くため、高齢化率は緩やかな上昇傾向となる。人口総数は右肩下がりとなり、下げ止まりが見えない状態となる。<u>令和42年には現在の人口から約49%</u>減の約8,800人まで減少する予測となっている。 旧赤碕町地域の地区別人口予測では、<u>安田、成美、以西地区において特に急速に減少する予測となっている。また、令和42年の高齢化率は、赤碕38.7%、安田43.6%、成美53.3%、以西57.4%と予測されており、町全体の平均値41.2%と比べて特に成美、以西地区において急速に上昇する予測となっている。</u>
<u>本町における就業者数は、人口の減少に伴って減少傾向にある。特に第1次産業に関していえば、就業者数が2005年（平成17年）の2,455人から10年後の2015年（平成27年）には1,982人に減少している。また、就業者全体に占める第1次産業の割合は、2005年（平成17年）の23.8%から2015年（平成27年）の21.8%へ低下している。</u>	本町における昭和55年の就業人口は12,938人であり、産業別の就業人口は<u>第一次産業34.2%、第二次産業32.5%、第三次産業33.3%</u>であった。平成27年における就業人口は9,114人であり、産業別の就業人口比率は<u>第一次産業21.3%、第二次産業23.9%、第三次産業52.9%</u>で、第三次産業が約半

表 1－1(1) 人口の推移 (国勢調査)									
区 分	昭和 50 年 実数	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年			
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総 数	人 22,030	人 21,736	% △ 1.3	人 19,499	% △ 10.3	人 17,416	% △ 10.7		
旧 赤 碕 町 地 域	9,540	9,062	△ 5.0	7,797	△ 14.0	6,898	△ 11.5		
0 歳～14 歳	4,755	4,044	△ 15.0	2,656	△ 34.3	2,160	△ 18.7		
旧 赤 碕 町 地 域	2,083	1,633	△ 21.6	1,071	△ 34.4	838	△ 21.8		
15 歳～64 歳	14,527	13,599	△ 6.4	11,203	△ 17.6	9,159	△ 17.9		
旧 赤 碕 町 地 域	6,258	5,646	△ 9.8	4,427	△ 21.6	3,596	△ 18.8		
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,281	3,267	△ 23.7	2,580	△ 21.0	1,916	△ 15.7		
旧 赤 碕 町 地 域	1,833	1,377	△ 24.9	994	△ 27.8	745	△ 25.0		
65 歳以上 (b)	2,748	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2		
旧 赤 碕 町 地 域	1,199	1,783	48.7	2,299	28.9	2,464	7.2		
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 15.0	—	% 13.2	—	% 11.0	—		
旧 赤 碕 町	19.2	15.2	—	12.7	—	10.8	—		

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)									
区 分	1975 年 (昭和 50 年)		1990 年 (平成 2 年)		2005 年 (平成 17 年)		2015 年 (平成 27 年)		
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 22,030	% △1.3	人 21,736	% △1.3	人 19,499	% △10.3	人 17,416	% △10.7	
0 歳～14 歳	4,755	△15.0	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7	
15 歳～64 歳	14,527	△6.4	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9	
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,281	△23.7	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7	
65 歳以上 (b)	2,748	48.9	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2	
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	—	% 15.0	—	% 13.2	—	% 11.0	—	
(b)/総数 高齢者比率 (2021 年)	% 12.5	—	% 18.8	—	% 28.9	—	% 34.4	—	

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)								
区 分	1975 年 (昭和 50 年)		1990 年 (平成 2 年)		2005 年 (平成 17 年)		2015 年 (平成 27 年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 22,030	% △1.3	人 21,736	% △1.3	人 19,499	% △10.3	人 17,416	% △10.7
0 歳～14 歳	4,755	△15.0	4,044	△15.0	2,656	△34.3	2,160	△18.7
15 歳～64 歳	14,527	△6.4	13,599	△6.4	11,203	△17.6	9,159	△17.9
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,281	△23.7	3,267	△23.7	2,580	△21.0	1,916	△15.7
65 歳以上 (b)	2,748	48.9	4,093	48.9	5,638	37.7	5,987	6.2
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	＝	% 15.0	＝	% 13.2	＝	% 11.0	＝
(b)/総数 高齢者比率 (2021 年)	% 12.5	＝	% 18.8	＝	% 28.9	＝	% 34.4	＝

地域									
(b) / 総数 高齢者比率		%	12.5	%	18.8	—	%	28.9	—
旧赤碕町 地域		12.6	19.7	—	29.5	—	35.7	—	—

表 1－1 (2) 人口の見通し (人)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
八橋	3,831	3,696	3,576	3,451	3,289	3,119	2,956
浦安	3,744	3,662	3,555	3,417	3,256	3,099	2,958
下郷	1,589	1,502	1,393	1,266	1,135	1,008	895
上郷	456	414	368	319	269	225	190
古布庄	767	674	585	504	424	352	290
旧赤碕町地域	6,802	6,259	5,724	5,177	4,658	4,189	3,763
赤碕	3,514	3,312	3,098	2,870	2,663	2,477	2,305
成美	1,543	1,392	1,236	1,081	935	802	678
安田	1,058	941	843	742	640	551	474
以西	687	614	547	484	420	359	306
合計	17,189	16,207	15,201	14,134	13,031	11,992	11,052

(琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所)

※人口推計は住民基本台帳を基に独自算出

表 1-1(2) 人口の見通し (1) (人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)
総数	17,189	16,126	15,032	13,897	12,760	11,663
0 歳 ～ 14 歳	2,049	1,885	1,708	1,598	1,449	1,389
15 歳 ～ 64 歳	8,925	8,039	7,432	6,785	6,114	5,539
65 歳以上	6,215	6,203	5,892	5,513	5,147	4,735

区分	2050 年 (令和 32 年)	2055 年 (令和 37 年)	2060 年 (令和 42 年)
総数	10,638	9,718	8,869
0 歳～14 歳	1,261	1,142	1,041
15 歳～64 歳	4,965	4,533	4,178
65 歳以上	4,413	4,044	3,650

(出典) 琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所による独自推計

表 1-1(3) 人口の見通し(2)

(人)

区分	2020 年 (令和 2 年)	2025 年 (令和 7 年)	2030 年 (令和 12 年)	2035 年 (令和 17 年)	2040 年 (令和 22 年)	2045 年 (令和 27 年)
総数	16,365	15,085	13,952	12,828	11,723	10,660
0 歳～14 歳	1,979	1,728	1,555	1,382	1,253	1,123
15 歳～64 歳	8,356	7,356	6,620	6,069	5,333	4,781
65 歳以上	6,030	6,001	5,776	5,377	5,137	4,755

区分	2050 年 (令和 32 年)	2055 年 (令和 37 年)	2060 年 (令和 42 年)
総数	9,659	8,747	7,892
0 歳～14 歳	1,015	929	821
15 歳～64 歳	4,230	3,770	3,494
65 歳以上	4,414	4,048	3,577

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基
づきまち・ひと・しごと創生本部本部作成を加工

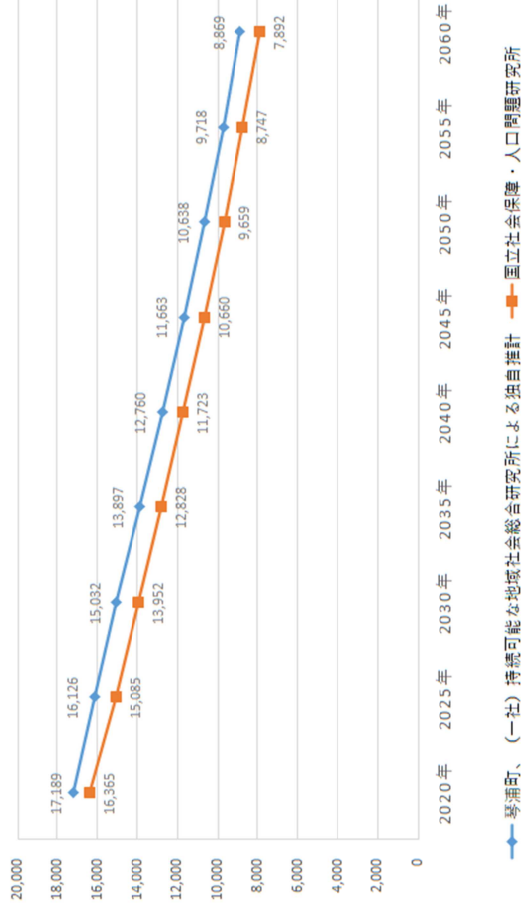
表 1-1 (3) 人口の見通し (安定化シナリオ)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
八橋	3,831	3,761	3,711	3,667	3,586	3,511	3,458
浦安	3,744	3,706	3,646	3,572	3,496	3,434	3,385
下郷	1,589	1,582	1,554	1,518	1,482	1,455	1,434
上郷	456	453	444	438	428	423	422
古布庄	767	751	738	729	714	703	698
旧赤碕町地域	6,802	6,625	6,470	6,334	6,238	6,191	6,173
赤碕	3,514	3,419	3,333	3,253	3,205	3,186	3,180
成美	1,543	1,521	1,491	1,460	1,436	1,421	1,410
安田	1,058	1,024	1,005	988	970	962	964
以西	687	661	641	633	627	622	619
合計	17,189	16,878	16,563	16,258	15,944	15,717	15,570

(琴浦町、(一社) 持続可能な地域社会総合研究所)

※人口推計は住民基本台帳を基に独自算出

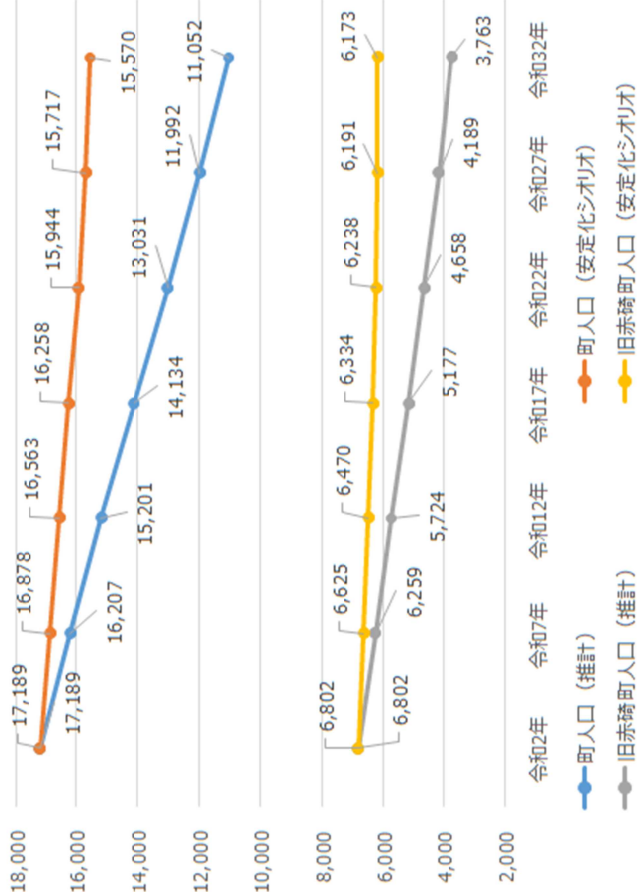
琴浦町の人口推計



(3) 行財政の状況

本町は、2004年（平成16年）の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成25年度末で合併以降30.7億円増加し160.6億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約6億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減へ

琴浦町および旧赤碕町地域の人口推計



(3) 行財政の状況

琴浦町は、平成16年の合併以降、新町まちづくり計画、総合計画に基づき主要な道路整備や山陰道の開通に合わせた道の駅の建設などに積極的に取り組んできた。これらのインフラ等の整備のため地方債の発行を重ねたことで普通会計の地方債残高は、平成25年度末で合併以降30.7億円増加し160.6億円にまで達した。一方、合併による職員数の見直しにより約6億円の人件費の抑制を図るとともに、地方債の繰上償還による将来負担の削減への取組を行ってきた。

人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに<u>取り組む</u>ものの依然として減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成20年度に19億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和2年度決算において、17億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成20年度の0.38より0.07ポイント低下し、令和2年度は0.31となった。 確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。 また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。	人口減少対策として地方創生総合戦略をはじめとする定住施策などに<u>取組む</u>ものの依然として減少傾向にある。人口減少による影響は、町の歳入面にも影響を与え、地方税では、三位一体改革に基づく税制改正により平成20年度に19億円であったものが、人口減少などの影響を受け、令和2年度決算において、17億円にまで減少した。そのため、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、平成20年度の0.38より0.07ポイント低下し、令和2年度は0.31となった。 確実に日本全体の人口減少は進むことから、本町の人口減少も進むことが予測され、歳入面においては、今後も地方税、地方譲与税、普通交付税などの主要な歳入は減少することが見込まれる。 また、歳出面においては、人口減少に合わせて高齢化が進むことが見込まれており、今後の社会保障費の予算に占める割合は大きくなる見込みである。また、公共施設の老朽化は、喫緊の課題となっており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な延床面積の削減と施設の更新を行う必要がある。
表 1-2(1) 市町村財政の状況 略	表 1-2 (1) 市町村財政の状況 略
表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 略	表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 略
(4) 地域の持続的発展の基本方針 <u>本町の持続的発展の基本方針として、「琴浦まちづくりビジョン（第3次琴浦町総合計画）」の将来像「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」を目指し以下の6つの政策に取り組む。</u> <u>1 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり</u>	(4) 地域の持続的発展の基本方針 ○特に赤碕地区で進行している人口減少・少子高齢化対策のため、空き家等を活用した移住定住施策、関係人口創出・拡大を進め、地域の空洞化を阻止する。 ○通院・買い物に必要な地域交通の確保、地域防災の充実など、中山間地

・地域課題を自らの力で解決する地域共生社会の形成 ・少子高齢化対策として子育て支援、移住定住策、関係人口、住宅政策の推進 2 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり ・ふるさとへの愛着を深めるため、子どもと大人への地域に根付いた学びと体験の推進 ・ICTを活用した個別最適な指導により誰ひとり取り残されない教育の実践 3 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり ・町民一人ひとりが生きがいをもって社会と関わり心身ともに充実する生活環境づくり ・若年層からの健康づくりによる疾病・介護予防と健康寿命の底上げ 4 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり ・自然と食を活かした一次産業を基盤とした産業振興 ・事業承継、起業・創業の推進による町内商工業者の安定経営と持続的発展 ・自然と食と観光を掛け合わせによる交流人口の増加と地域経済好循環の実現 5 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり ・再生可能エネルギーの活用やごみ減量化・リサイクル推進による脱炭素社会の実現 ・公共インフラ整備と地域防災体制の確立による災害に強いまちづくり ・公共施設の集約・複合化による機能向上と長寿命化 6 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり	域でも安心して暮らし続けることができるよう、地域運営組織を主体とした新たなコミュニティの形づくりと小さな拠点の整備に取り組む。 ○船上山、鳴り石の浜、河本家住宅など個性豊かな観光資源を活かすとともに、道の駅琴の浦では観光客の玄関口としてのさらなる拠点化、ポイント赤碓では地元客を対象にした地域の中心店舗としての役割といった2つの道の駅の役割分担を明確にした取組を行う。 ○ミニマート等施設園芸へのスマート農業技術導入や、畜産業、養殖漁業などのブランド化により、旧赤碓町地域の自然の恵みを活かした産業振興を図る。 ○旧小学校校舎の改修など既存施設の複合化と長寿命化により地域インフラを有効活用する。 ○保健・福祉の向上や医療体制の確保により地域の安心な暮らしを守る。 ○デジタル教材の導入やふるさとを誇りに思う教育を実践し、たくましく活躍できる人づくりを進める。 ○上記の施策の展開により、地域の中で人財・資源・経済が還流するヒト・モノ・カネの好循環を生み出し、「安心して住み続けられるまちづくり」を実現する。
---	---

・まちづくりに関わる町民、企業などとの双方向の情報共有 ・すべての人がともに考え、ともに動くことができる協働の未来の実現		(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
指標	目標値	指標	基準値
人口 <u>社会減</u>	<u>△400 人以下</u> 5 年 (R3～R7 年末) 累計	人口 【旧赤碓町地域】	<u>6,625 人</u> (R7.4 月末) 6,802 人 (R2.4 月末)
<u>地区公民館と一体化</u> <u>した</u> 新たな地域運営 組織の立ち上げ	<u>9 地区 (R7 年度末)</u> 0 地区 (R2 年度末)	新たな地域運営組織立ち上げ 【旧赤碓町地域】	<u>4 地区</u> (R7 年度末) 0 地区 (R2 年度末)
年間観光入込客数	<u>90 万人 (R7 年末)</u> <u>58.1 万人 (R2 年末)</u>	道の駅 (2カ所) の年間観光入 込客数 【旧赤碓町地域】	<u>75 万人</u> (R7 年度) 49.7 万人 (R2 年度)
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 略		(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 略	
(7) 計画期間 計画期間は、 <u>2021 年 (令和 3 年) 4 月 1 日から 2026 年 (令和 8 年) 3 月 31 日</u> までの 5 箇年間とする。		(7) 計画期間 計画期間は、 <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u> までの 5 箇年間とする。	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合 公共施設等総合管理計画 (<u>2016 年 (平成 28 年) 3 月</u> 策定。以下、「総合管理計画」という。) の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。		(8) 公共施設等総合管理計画との整合 公共施設等総合管理計画 (<u>平成 28 年 3 月</u> 策定。以下、「総合管理計画」という。) の計画期間である 20 年間において、全体延床面積の 15% (2.2 万㎡) を削減することを目標としている。	

施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかると個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点 ア 移住・定住 近年、大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への人口分散のメリットや、リモートでの新たな働き方、二拠点生活が改めて注目されている。田舎暮らしへの関心の高まりをとらえ、<u>琴浦町</u>が持つ豊かな地域資源や程々の商業集積を活用し移住・定住者の増を目指す取組が求められる。	施設の廃止、継続、重点化等の選別については、総合管理計画にかかると個別施設計画にて各施設の方針を決定している。過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）では、その個別施設計画に基づき全体延床面積を削減しつつ、過疎計画の目標達成に必要な施設整備等を行う。 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (1) 現況と問題点 ア 移住・定住 近年、大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方への人口分散のメリットや、リモートでの新たな働き方、二拠点生活が改めて注目されている。田舎暮らしへの関心の高まりをとらえ、<u>本町</u>が持つ豊かな地域資源や程々の商業集積を活用し移住・定住者の増を目指す取組が求められる。	<u>琴浦町</u>の生活圏では進学先、就職先の選択肢が都市部と比較して少ないため、特に10代後半から20代の若者の町外への転出が継続している。転出先としては、関西や関東などの都市部や近隣県のほか、県内の市や湯梨浜町への転出も見られる。データを分析し、的確な移住・定住施策が必要となる。 本町では失われた人口と町外に流出している所得のそれぞれ1%を取り戻す「ことうら回帰1%戦略」を第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に位置付け、推進している。町全体でなく9つの地区ごとの人口ビジョンを作成し、住民によるワークショップを開催すること、町民が手の届く範囲で自分たちのこととして地区単位での人口減少に立ち向かう取り組みを進めている。	<u>本町</u>の生活圏では進学先、就職先の選択肢が都市部と比較して少ないため、特に10代後半から20代の若者の町外への転出が継続している。転出先としては、関西や関東などの都市部や近隣県のほか、県内の市や湯梨浜町への転出も見られる。データを分析し、的確な移住・定住施策が必要となる。 本町では失われた人口と町外に流出している所得のそれぞれ1%を取り戻す「ことうら回帰1%戦略」を第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略に位置付け、推進している。町全体でなく9つの地区ごとの人口ビジョンを作成し、住民によるワークショップを開催する<u>など</u>で、町民が手の届く範囲で自分たちのこととして地区単位での人口減少に立ち向かう取り組みを進めている。
---	--	---	--

イ 地域間交流 移住定住には至らないものの、地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」は、過疎地域における担い手不足等の地域課題の解決や将来的には移住にもつながる可能性があり、若者のライフスタイルの多様化やSNS等による関わり手段の変化（高度化）からも注目が高まっている。 都市部人材との関わりの促進により関係人口を創出するため、町内企業など受け入れ先のニーズに応じたマッチングのあり方の構築など、それぞれのニーズに応じた多様な地域への関わり方を整備する必要がある。 町内でも、コワーキングスペース（異なる職業や仕事を持った人が集まり働くオープンスペース）やテレワークの環境整備とともに、都市部の副業人材活用に向けた取組も進めていく必要がある。	イ 地域間交流 移住定住には至らないものの、地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」は、過疎地域における担い手不足等の地域課題の解決や将来的には移住にもつながる可能性があり、若者のライフスタイルの多様化やSNS等による関わり手段の変化（高度化）からも注目が高まっている。 都市部人材との関わりの促進により関係人口を創出するため、町内企業など受け入れ先のニーズに応じたマッチングのあり方の構築など、それぞれのニーズに応じた多様な地域への関わり方の整備する必要がある。 町内でも、コワーキングスペース（異なる職業や仕事を持った人が集まり働くオープンスペース）やテレワークの環境整備とともに、都市部の副業人材活用に向けた取組も進めていく必要がある。
ウ 人材育成 略 (2) その対策 ア 移住・定住 今後の地域づくりや定住対策等を検討・実施するため現状の把握が必要である。そのため、地区ごとの人口の分析ならびに将来予測を行い、地域の現状と未来を「見える化」し、地域毎の実情・課題・可能性に応じた現状分析・人口推計をする人口ビジョンを作成する。 また、進学・就職で県外に出た若者に対するUターン施策に積極的に取り組むため、結婚や出産・育児といったライフイベントに合わせたUUターンのための支援を行うとともに、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家を登録し情報発信を行う「空き家ナビ」の運用	ウ 人材育成 略 (2) その対策 ア 移住・定住 今後の地域づくりや定住対策等を検討・実施するため現状の把握が必要である。そのため、地区ごとの人口の分析ならびに将来予測を行い、地域の現状と未来を「見える化」し、地域毎の実情・課題・可能性に応じた現状分析・人口推計をする人口ビジョンを作成する。 また、進学・就職で県外に出た若者に対するUターン施策に積極的に取り組むため、結婚や出産・育児といったライフイベントに合わせたIUターンのための支援を行うとともに、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家を登録し情報発信を行う「空き家ナビ」の運用を行う。

用を行う。民間業者との連携により登録件数、成約件数を増やすとともに、空き家ナビを活用した移住促進支援制度を継続する。 コロナ後を見据え、ホームページやオンラインによる積極的な情報発信により、<u>現</u>地に来る回数を減らしながらもきめ細やかに情報提供が可能な体制が必要となる。オンライン会議システムを使った移住相談や、物件写真の改善等による移住定住ホームページの充実、空き家ナビの物件情報の充実を推進する。 そのほか、定期借地権制度により<u>裾下住宅団地</u>、きらりタウン赤碕(県公社販売)の分譲地への若者の移住と定住を推進する。併せて、町外移住者のデータを分析し、必要な住宅行政を検討する。	民間業者との連携により登録件数、成約件数を増やすとともに、空き家ナビを活用した移住促進支援制度を継続する。 コロナ後を見据え、ホームページやオンラインによる積極的な情報発信により、<u>現</u>地に来る回数を減らしながらもきめ細やかに情報提供が可能な体制が必要となる。オンライン会議システムを使った移住相談や、物件写真の改善等による移住定住ホームページの充実、空き家ナビの物件情報の充実を推進する。 そのほか、定期借地権制度によりきらりタウン赤碕(県公社販売)の分譲地への若者の移住と定住を推進する。併せて、町外移住者のデータを分析し、必要な住宅行政を検討する。
イ 地域間交流 地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。新たな働き方であるワーケーションの促進や副業を希望する都市部人材と町内企業等とのマッチングを行い、オンラインや地域におけるフィードバックを通じて多様な関わり方で地域課題解決を行う。 また、関係人口の受け皿となる「ふるさと住民票」を発行し、地域にゆかりのある人など町外の人が、継続して地域と関わることができ取組を行う。関係人口との交流を通して町外の人材の意見を政策に取り入れるなど、町外の住人との新たな関わり方を構築する。 こうした取組により地域外・都市部の住人に<u>琴浦町</u>のファンになってもらい、リピーターを獲得することで継続的な関わりやふるさと納税に結び付けることを目指す。 そのほか、進学や就職で都市部へ転出している本町出身者を中心とした若	イ 地域間交流 地域や住民と多様に関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域活性化を図るとともに、将来的な移住者のすそ野を拡大する。新たな働き方であるワーケーションの促進や副業を希望する都市部人材と町内企業等とのマッチングを行い、オンラインや地域におけるフィードバックを通じて多様な関わり方で地域課題解決を行う。 また、関係人口の受け皿となる「ふるさと住民票」を発行し、地域にゆかりのある人など町外の人が、継続して地域と関わることができ取組を行う。関係人口との交流を通して町外の人材の意見を政策に取り入れるなど、町外の住人との新たな関わり方を構築する。 こうした取組により地域外・都市部の住人に<u>本町</u>のファンになってもらい、リピーターを獲得することで継続的な関わりやふるさと納税に結び付けることを目指す。 そのほか、進学や就職で都市部へ転出している本町出身者を中心とした若

若者へのメール配信やオンライン交流を実施し、継続的な関係性を保つことにより最終的にUターンに結び付けることを目指す。	者へのメール配信やオンライン交流を実施し、継続的な関係性を保つことにより最終的にUターンに結び付けることを目指す。																				
ウ 人材育成	ウ 人材育成																				
各分野の第一線で活躍する講師陣を先生として、地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。	各分野の第一線で活躍する講師陣を先生として、地域資源や地域の人材を生かした新たな学びや交流の機会を創出し、ふるさとを支え、地域を引っ張るリーダーを育成する。																				
地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材やUターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。	地域おこし協力隊の活動支援や任期終了後の定着支援、集落支援員の配置による地域づくりの担い手や推進役、又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図る。こうした外部人材やUターン者、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進する。																				
地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。	地域で学ぶ琴浦こども塾や学校教育でのふるさと学習を取り入れることにより、子どもたちが故郷を愛し地域を誇りに思う教育を推進する。																				
また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。	また、男女共同参画、人権・同和教育等の分野でも住民に向けた研修会を行い、地域の人材育成を行う。																				
(3) 計画	(3) 計画																				
<table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主 体</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td><td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住</td><td>【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金</td><td>町</td><td></td></tr></table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町		<table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主 体</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td><td>(1) 移住・定住</td><td>【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金</td><td>町</td><td></td></tr></table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考																	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町																		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考																	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	【空き家対策事業】 ・空き家財撤去支援事業補助金 ・空き家リフォーム事業補助金	町																		

[illegible]

ア 農業	ア 農業
本町の農業は、大江山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稲・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組みんできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、<u>2014年（平成26年）</u>は86億3千万円であったが、年々増加し<u>2019年（令和元年）</u>は120億円となり、県内第2位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。 畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組み酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、「白鳳85の3」や「百合白清2」といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。	本町の農業は、大江山麓の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稲・果樹・野菜・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきた。生産体制の強化・機械の大型化・圃場整備等を行い、積極的に生産基盤の整備に取り組みんできたことから、県内屈指の農業どころとなっている。農業産出額は、<u>26年</u>は86億3千万円であったが、年々増加し<u>令和元年</u>は120億円となり、県内第2位となる。特にブロッコリーは作付面積、販売額が増加を続け、遊休農地の有効活用など生産規模拡大で儲かる農業に取り組んでいる。 畜産業では、乳用牛の飼育戸数は減少しているものの、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大に取り組み酪農家が増えたことから、経産牛飼養頭数及び乳量は増加している。肉用牛については、飼養者の高齢化などにより、戸数、頭数とも減少しているが、「白鳳85の3」や「百合白清2」といった高能力牛の血統を積極的に導入・保留することで、高単価での販売へとつながっている。
しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。 イ～ウ 略	しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の拡大など、農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にある。人・農地チーム会議等により関係機関が緊密に連携し、次代を担う担い手の確保と農地の集積、農作業の効率化・省力化、耕作放棄地の解消・拡大防止を図り、持続可能な農業を目指す必要がある。 イ～ウ 略
エ 商工業	エ 商工業
商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇ってお	商工業では県内町村でトップの生産・出荷高ならびに事業所数を誇って

おり、中でも生産高が多い産業は畜産食品業を主要とした食料品で、強みのある分野といえる。 近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野において人手不足が深刻化している状況である。 また、経営者全体の半数以上が50歳代、60歳代で、後継者が決まっていない事業所が約7割という現状があり、経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。 さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、U11ターンの起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。 令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。 また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。また、飲食店等を中心とした調査では飲食店の域内仕入率は、半分の割合を占める47.4%、地元産品利用率は11.9%と低いため、地元産品の利用を中心に改善する必要がある。今後より一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。	り、中でも生産高が多い産業は畜産食品業を主要とした食料品で、強みのある分野といえる。 近年は生産年齢人口の減少等により、働き手が不足している。特に専門的・技術的職業、サービス業、介護、建設分野において人手不足が深刻化している状況である。 また、経営者全体の半数以上が50歳代、60歳代で、後継者が決まっていない事業所が約7割という現状があり、経営者の高齢化と後継者不足による事業継続が課題となっている。 さらに、若い世代の県外流出、県外就職が多い中、U11ターンの起業及び町内在住者を対象とした起業・創業を支援し、時代のニーズに合った新たな事業分野の展開が必要である。 令和2年度琴浦町地域経済循環分析調査によると、食料品を中心とした家計調査では、世帯の食費の消費総額が約42.3億円、域内購入率は72.8%であり、11億円以上の食費が域外へと流出していると推定される。 また、子育て世帯は域外で食料品を購入している割合が高いことから域内購入率の低い世帯への所得の取り戻し対策が必要である。加えて、町民一人一人の意識・理解を深めることが大変重要となっている。また、飲食店等を中心とした調査では飲食店の域内仕入率は、半分の割合を占める47.4%、地元産品利用率は11.9%と低いため、地元産品の利用を中心に改善する必要がある。今後より一層、地域経済の活性化を図るため、町の特産品や新たな商品等の発信が必要である。
オ 観光又はレクリエーション 観光入込動態調査によると、2014年(平成26年)の71万4千人をピークとして、観光入込客は減少傾向にある。また、2つの道の駅の駅が同調査全	オ 観光又はレクリエーション 観光入込動態調査によると、平成26年の71万4千人をピークとして、観光入込客は減少傾向にある。また、2つの道の駅の駅が同調査全体の86%を占

体数の86%を占めていることから、道の駅から町内観光地への誘導が必要となっている。	めていることから、道の駅から町内観光地への誘導が必要となっている。
また、山陰道の開通を機に食のブランド化に取り組んできたが、新たな観光資源の掘り起こし不足等により情報発信力、ブランド力が低下しており、再ブランド化による情報発信やインバウンドへの取組が必要となっている。 さらに、観光バスを増やすという成果は出ているものの通過型にとどまっておき、町内での観光消費の拡大や自然資源を充実させた滞在時間延長の取組が必要となっている。	また、山陰道の開通を機に食のブランド化に取り組んできたが、新たな観光資源の掘り起こし不足等により情報発信力、ブランド力が低下しており、再ブランド化による情報発信やインバウンドへの取組が必要となっている。 さらに、観光バスを増やすという成果は出ているものの通過型にとどまっておき、町内での観光消費の拡大や自然資源を充実させた滞在時間延長の取組が必要となっている。
このことから、「道の駅を“核”とした町内周遊の促進」、「ブランド力を高め惑星コトウラとして情報発信強化を図ること」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品の開発を行うこと」が急務の課題となっている。	このことから、「道の駅を“核”とした町内周遊の促進」、「ブランド力を高め惑星コトウラとして情報発信強化を図ること」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品の開発を行うこと」が急務の課題となっている。
(2) その対策 ア ～イ 略	(2) その対策 ア ～イ 略
ウ 水産業 漁業研修制度を行い、新規就業希望者の受入を行う<u>漁業者及び</u>養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。	ウ 水産業 <u>養殖業への参入を支援するため、養殖生産施設整備事業を行い、養殖技術の確立等に取り組む事業者の支援を行う。</u> また、<u>漁業研修制度</u>を行い、新規就業希望者の受入を行う養殖業者に対し、研修に必要な事業の助成を行う。
エ 商工業 商工業の振興を図るため、<u>2019年（平成31年）</u>に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進	エ 商工業 商工業の振興を図るため、平成31年に琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、中小企業施策を総合的かつ計画的に推進することを目的

することを目的に、令和２年度から令和６年度までの基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組みたい。 人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び求職者セミナーを実施する。 また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組みたい。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡り循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「バイローカル運動」の啓発を行う。さらに、地元の飲食店と生産者を繋げるマッチング事業の支援を行うことで、飲食店の地元産品利用率向上に努める。 加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦産品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。	に、令和２年度から令和６年度までの基本計画を策定し、時代のニーズに合った起業・創業を支援する等の商工施策に取り組みたい。 人手不足解消を図るため、公共職業安定所「しごとプラザ琴浦」を役場敷地内に設置し、求職者及び事業所の職業相談及び就職支援を行うとともに町独自の合同求人説明会及び求職者セミナーを実施する。 また、基本計画の重点柱としている地域内経済循環の促進を図るため、効果的な施策に取り組みたい。地域に入ってきたお金をなるべく地域内で多くの人の手に渡り循環することが地域経済を活性化する上で重要と考えるため、町民等に対し「地域内で買う」ことの重要性を認識してもらうよう「バイローカル運動」の啓発を行う。さらに、地元の飲食店と生産者を繋げるマッチング事業の支援を行うことで、飲食店の地元産品利用率向上に努める。 加えて、地域の特性を活かした琴浦ブランド化の推進、販路開拓に対する支援を行うことで、琴浦産品の競争力を高め、産業の更なる発展を図る。
オ 観光又はレクリエーション 人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげるため、「稼ぐ観光で町産業全体の底上げを図る！！」を基本方針として、令和２年度から令和６年度における、琴浦町第２次観光ビジョンを策定し、観光施策を推進する。 その中で、３つの重点プロジェクトとして、「道の駅を“核”として町内周遊を促進」、「まちのリブランディングにより情報発信を強化」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発」を掲げて、観光施策を推進する。	オ 観光又はレクリエーション 人を地域の中に呼び込む観光を展開し、町産業全体の活性化につなげるため、「稼ぐ観光で町産業全体の底上げを図る！！」を基本方針として、令和２年度から令和６年度における、琴浦町第２次観光ビジョンを策定し、観光施策を推進する。 その中で、３つの重点プロジェクトとして、「道の駅を“核”として町内周遊を促進」、「まちのリブランディングにより情報発信を強化」、「農畜水産物や地域資源を活用した観光商品を開発」を掲げて、観光施策を推進する。 特に、道の駅の機能強化において、２つの道の駅の役割分担、連携強化、

特に、道の駅の機能強化において、2つの道の駅の役割分担、連携強化、物産館ことらのリニューアル、指定管理者制度の導入、観光案内所の機能強化、<u>老朽化が進んでいる赤碕ふれあい広場の遊具更新や道の駅ポータル赤碕の施設更新を行うなど、道の駅を起点とした地域内の周遊などにより地域の活性化を図り、</u>コロナ後に備えたインバウンドへの取組を行う。 また、琴浦ブランドの創出において、若手職員を中心とした惑星コトウラ TNG プロジェクトを立ち上げ、「小さいくせに ぜんぶある。惑星コトウラ」をスローガンとして、ホームページや SNS での情報発信など様々な施策を行う。 なお、自然・歴史を活かした観光振興においては、新たな指定管理者が運営する一向平キャンプ場において、利用者等が増加しており、今後もしらなる情報発信の強化やサウナを活用した体験型観光商品の造成等による観光客の増加を目指す。 ※上記ア～オの施策については鳥取中部ふるさと広域連合を構成する倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町をはじめとした他市町村との連携を図り、農林水産業の振興や地域経済の拡大、地域資源を活用した観光プランの構築等を進める。					(3) 計画 <table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">2 産業の振興</td><td rowspan="2">(1) 基盤整備 ・農業</td><td>【<u>農地耕作条件改善事業</u>】</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td>【<u>農産漁村地域整備交付金</u>】</td><td></td><td></td></tr></table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	【 <u>農地耕作条件改善事業</u> 】	町		【 <u>農産漁村地域整備交付金</u> 】		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	【 <u>農地耕作条件改善事業</u> 】	町																			
		【 <u>農産漁村地域整備交付金</u> 】																				
物産館ことらのリニューアル、物産館ことらの指定管理者制度の導入、観光案内所の機能強化、 コロナ後に備えたインバウンドへの取組を行う。 また、琴浦ブランドの創出において、若手職員を中心とした惑星コトウラ TNG プロジェクトを立ち上げ、「小さいくせにぜんぶある。惑星コトウラ」をスローガンとして、ホームページや SNS での情報発信など様々な施策を行う。 なお、自然・歴史を活かした観光振興においては、新たな指定管理者が運営する一向平キャンプ場において、利用者等が増加しており、今後もしらなる情報発信の強化やサウナを活用した体験型観光商品の造成等による観光客の増加を目指す。 ※上記ア～オの施策については鳥取中部ふるさと広域連合を構成する倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町をはじめとした他市町村との連携を図り、農林水産業の振興や地域経済の拡大、地域資源を活用した観光プランの構築等を進める。					(3) 計画 <table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">2 産業の振興</td><td rowspan="2">(1) 基盤整備 農業</td><td>【水利施設等保全高度化事業】</td><td rowspan="2">県</td><td></td></tr><tr><td>【農業水路等長寿命化・防災】</td><td></td></tr></table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	【水利施設等保全高度化事業】	県		【農業水路等長寿命化・防災】		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																		
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	【水利施設等保全高度化事業】	県																			
		【農業水路等長寿命化・防災】																				

[illegible]

	【就農条件整備事業】	農業者 土地改良区	【就農条件整備事業】	農業者	
商工業・6次産	【商工業の振興事業】	町	【商工業の振興事業】	町	商工業・6次
商工業・6次産	【就農条件整備事業】	農業者 土地改良区	【就農条件整備事業】	農業者	
商工業・6次産	【就農条件整備事業】	農業者 土地改良区	【就農条件整備事業】	農業者	

業 化	・商工会補助金 ・起業支援補助 ・小規模事業者経営改善資金 利子補給補助金		
	【雇用確保事業】 ・未来人材奨学金返還支援補助金 ・雇用確保（HPリニューアル等支援）	町	
観 光	【観光振興事業】 ・コトウラ観光産業化プロジェクト事業 ・観光情報発信業務委託料 ・観光看板等整備	町	
	【船上山管理事業】	町	
	【道の駅管理運営事業】 ・道の駅ポータル赤碕管理運営負担金 ・道の駅琴の浦清掃委託料	町	
産業化			
観光			
(4) 産業振興促進事項			
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種			
産業振興促進 区域	業種	計画期間	備考

(4) 産業振興促進事項			
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種			
産業振興促進 区域	業種	計画期間	備考

琴浦町全域	略	2021 年 (令和 3 年) 4 月 1 日～ 2026 年 (令和 8 年) 3 月 31 日	旧赤碕町全域 略 令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 略			
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 略			
4 地域における情報化			
(1) 現況と問題点			
ア 電気通信施設等情報化のための施設			
行政及び防災などの広報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、全戸に戸別受信機を貸与しており、確実に防災情報、行政放送を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページや SNS を活用した情報発信も行っている。令和 3 年度からは、スマートフォンにアプリを登録すれば防災緊急情報を確認することができる町内防災情報配信アプリ「コスモキャスト」を導入し、屋外拡声器が聞き取りづらい場所や町外でも防災情報を確認できる環境整備を行った。しかし、防災緊急放送のみ配信しているため、通常の行政放送はアプリで確認できない状況である。また、音声のみで配信しているため、耳の不自由な方が防災緊急放送等を確認できるよう整備が必要である。			
情報格差の問題については、平成 29 年度に町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド(FTTH)の利用が可能となっている。光ケーブル網の運営方法については、公設民営の形式をとっており、ケーブルテレビ放			
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 略			
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 略			
4 地域における情報化			
(1) 現況と問題点			
ア 電気通信施設等情報化のための施設			
行政及び防災などの広報については、町内全域に屋外拡声子局を整備しているほか、全戸に戸別受信機を貸与しており、確実に防災情報、行政放送を届けられる仕組みを構築している。また、ホームページや SNS を活用した情報発信も行っている。令和 3 年度からは、スマートフォンにアプリを登録すれば防災緊急情報を確認することができる町内防災情報配信アプリ「コスモキャスト」を導入し、屋外拡声器が聞き取りづらい場所や町外でも防災情報を確認できる環境整備を行った。しかし、防災緊急放送のみ配信しているため、通常の行政放送はアプリで確認できない状況である。また、音声のみで配信しているため、耳の不自由な方が防災緊急放送等を確認できるよう整備が必要である。			
情報格差の問題については、平成 29 年度に町内全域に光ケーブル網を整備し、超高速ブロードバンド(FTTH)の利用が可能となっている。光ケーブル網の運営方法については、公設民営の形式をとっており、ケーブルテレビ放			

レビ放送、ネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局(鳥取中央有線放送(株))がサービスの提供を行っている。 令和2年度現在において、ケーブルテレビ放送の加入率は76.28%と高い加入率となっており、安定したテレビ視聴ができる環境が整っている。 携帯電話については、生活に身近な物となり災害等での伝達手段として有効である。町内では<u>2008年(平成20年)</u>まで通信のしづらい不感知地域(上中村)が存在したが、情報通信格差是正事業(移動通信用鉄塔整備事業)により、町が通信用鉄塔を整備しKDDIがサービスを提供することとで不感知地域は解消された。	送、ネット通信サービスについては地元ケーブルテレビ局(鳥取中央有線放送(株))がサービスの提供を行っている。 令和2年度現在において、ケーブルテレビ放送の加入率は76.28%と高い加入率となっており、安定したテレビ視聴ができる環境が整っている。 携帯電話については、生活に身近な物となり災害等での伝達手段として有効である。町内では<u>平成20年</u>まで通信のしづらい不感知地域(上中村)が存在していたが、情報通信格差是正事業(移動通信用鉄塔整備事業)により、町が通信用鉄塔を整備しKDDIがサービスを提供することとで不感知地域は解消された。
(2) その対策 ア 電気通信施設等情報化のための施設 情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ネット回線を活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要である。 日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICTの発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。 また、行政手続きではマイナナンバーカード<u>やソーシャルメディア</u>を用いた各種届け出や申請のオンライン化、税金や手数料納付のキャッシュレス	(2) その対策 ア 電気通信施設等情報化のための施設 情報通信網については、過疎地域における安全、安心、利便性を確保し、地理条件の不利性を克服する上で効果的な社会基盤であり、地域の実情に応じた基盤整備を促進する。町内全域に整備された光ネット回線を活用して日常生活はもとより、保健、医療、福祉、教育、文化、防災など町民生活に係わるあらゆる分野での利便性向上を図ることが重要である。 日常生活においてはテレワークやオンライン会議、スマートフォンの利用等、住民の情報活用能力の向上を図る必要がある。特に高齢者ではデジタル技術を使いこなせる方と、そうでない方の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっている。高齢者のインターネット利用、デジタルデバイスの活用を促進、支援し、ICTの発達した社会に誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の進んだ地域づくりを行う。 また、行政手続きではマイナナンバーカード<u>を用いた</u>各種届け出や申請のオンライン化、税金や手数料納付のキャッシュレス化など、デジタルを活用し

化など、デジタルを活用した業務の効率化、省人化を推進する。防災情報配信アプリについては、現在緊急放送のみを音声で配信しており、通常の行政放送の配信と耳の不由な行政放送の配信と耳の不由な方のための文字配信が課題となっているが、今後は「ソーシャルメディアを活用し、音声並びに文字によって配信すること、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	・ 防災行政用無線施設	【防災行政無線システム維持管理事業】	町	
	・ その他	【光ケーブル施設維持管理事業】 【光ケーブル施設改修事業】	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	【光ケーブル施設改修事業】	町	
	・ 情報化	【ソーシャルメディア活用事業】	町	

た業務の効率化、省人化を推進する。防災情報配信アプリについては、現在緊急放送のみを音声で配信しており、通常の行政放送の配信と耳の不由な方のための文字配信が課題となっているが、今後は音声並びに文字によって配信すること、より確実に防災行政情報を住民に届けることができるよう整備していく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設		町	
	ブロードバンド施設	【光ケーブル施設維持管理事業】		
	防災行政用無線施設	【光ケーブル施設改修事業】 【防災行政無線システム維持管理事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 ア 略 イ 農道・林道 農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を効率的に行うため、広域的な役割をもった農道の<u>保全</u>を図る必要がある。 老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。 また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略 5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 ア 略 イ 農道・林道 農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っている。農産物等の流通を率的に行うため、広域的な役割をもった農道の整備を図る必要がある。 老朽化が進んでいる農道橋梁については、適切な点検・評価などを実施し、計画的な維持管理を図る必要がある。 また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要となっている。
ウ 公共交通 本町では、<u>2008 年（平成 20 年）</u>5 月より町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 2 年度は 5 万 3 千人までに減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層（主に高齢女性）の減少、小学校統合によるスクールバスの導入にある。 また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者より事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内の運送事業者の一部路線の委託を行うことで令和元年度からの 3 年間の運行を確保することができ	ウ 公共交通 本町では、<u>平成 20 年</u>5 月より町営バス（自家用有償旅客運送：市町村運営）を運行しているが、その利用者数は平成 24 年度の 11 万 2 千人をピークに、令和 2 年度は 5 万 3 千人までに減少している。この要因は、町全体の人口減少、免許を保有していない年齢層（主に高齢女性）の減少、小学校統合によるスクールバスの導入にある。 また、平成 30 年度には、運転手不足を背景にそれまで町営バスの運行を委託していた交通事業者より事業撤退の申し入れを受け、町営バス事業存続が危ぶまれる事態となった。その後、町内の運送事業者の一部路線の委託を行うことで令和元年度からの 3 年間の運行を確保することができ

経費は増加し継続運行が困難な状況が続いている。 現在、町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和４年度からの町営バスの運行計画全体の見直しを進めている状況にある。 また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い物など生活に必要な移動手段となっている実態もあり、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。 こうした中、特に中山間地域では、地域でのワークショップやアンケート結果から免許返納後の移動手段に不安を感じる声が多くあり、大きな課題となってきた。町営バスの効率的な運行や料金等による見直しとあわせて、地域で移動を支え合える共助交通の推進など生活交通を確保するための仕組みづくりを進める必要がある。	たが、運行経費は増加し継続運行が困難な状況が続いている。 現在、町では効率的で持続可能な地域交通事業のため、有識者による検討会議や住民会議などを開催し、令和４年度からの町営バスの運行計画全体の見直しを<u>行った。</u> また、バス停までの歩行が困難な高齢者や障がい者にとっては、タクシーが通院や買い物など生活に必要な移動手段となっている実態もあり、バスだけでなくタクシー事業存続に向けた取組も求められている。 こうした中、特に中山間地域では、地域でのワークショップやアンケート結果から免許返納後の移動手段に不安を感じる声が多くあり、大きな課題となってきた。町営バスの効率的な運行や料金等による見直しとあわせて、地域で移動を支え合える共助交通の推進など生活交通を確保するための仕組みづくりを進める必要がある。 <u>また、JR山陰本線の駅舎も老朽化が進み、無人化となる中、駅舎の存続を含め維持管理の方法が課題となっている。</u>
(2) その対策 ア 略	(2) その対策 ア 略
イ 農道・林道 農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っているため、<u>県営事業を中心に整備促進を行う。</u> 農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。	イ 農道・林道 農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っている。 農道橋梁については、損傷の早期発見や計画的な維持管理を行うことが求められており、適切な点検・評価に基づく計画的な維持管理を実施することで道路網の安全性・信頼性の確保、地域住民の安全・安心な暮らしを実現する。

また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。					また、林道及び作業道については、必要性を考慮しながら整備を行う。				
ウ 公共交通					ウ 公共交通				
日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要であり、令和４年度からの３年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。					日常生活に必要な移動を確保するためには、効率的で持続可能な地域交通とすることが必要であり、令和４年度からの３年間について、次の方針に基づき町営バスを含めた地域交通全体の見直しを行う。				
①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行					①スクールバスとの混乗利用による効率的な町営バスの運行				
②利用者の少ないバスの減便					②利用者の少ないバスの減便				
③地域毎での移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進					③地域毎での移動を支える仕組みづくりのため、共助交通を推進				
④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施					④交通空白地におけるタクシー助成制度の実施				
これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。					これらの取組を通じて地域の移動を確保することにより、コミュニティの強化と安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。				
(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分		事業名 (施設名)		事業内容		事業主 体		備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保		(1) 市町村道・道 路		【町道、道路施設等維持修繕事業】 ・町道松谷種畜場線舗装修繕工事		町			

[illegible]

					・坂ノ上橋橋梁耐震化工事		
					【橋梁定期点検事業】	町	
					【除雪対策事業】 ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新	町	
					【農道整備事業】	町	
					【農道橋りょう定期点検事業】	町	
					・坂ノ上橋橋梁耐震化工事 ・佐崎橋、釈迦平橋橋梁修繕工事 ・成美橋橋梁修繕工事調査設計業務 ・上法万橋高欄塗装塗替工事 ・ゴリノ橋橋梁架替工事 ・成美橋橋梁修繕工事		
					【除雪対策事業】 ・町道の除雪委託、機械の借上 ・地域の除雪活動へ補助金交付 ・除雪車の整備、更新	町	
					【農道整備事業】	町	
					【林道整備事業】	町	
					【駅舎整備・活用事業】	町	
					・その他		
					(2) 農道		
					(3) 林道		
					(5) 鉄道施設等 ・鉄道施設		

(9) 過疎地域 持続的発展特 別事業 ・公共交通	町	【町営バス・スクールバス】運行事業】	
		【交通空白地生活交通確保事業】 ・交通空白地タクシー助成事業 ・交通空白地有償運送事業運営補助金 ・移動支援自動車保険料補助事業	町
・交通施設維持	町	【町道舗装等修繕計画更新事業】	町
	町	【町道橋梁定期点検事業】	町
	町	【農道橋りょう定期点検事業】	町
	町	【林道橋りょう定期点検事業】	町
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略			
6 生活環境の整備			
(1) 現況と問題点			
ア 水道			
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略			
6 生活環境の整備			
(1) 現況と問題点			
ア 水道			

本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和40年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。 これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。 東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が10カ所ある。水道施設は既に耐用年数を経過しているが、高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後施設修繕や運営、<u>または町水道への編入</u>等について検討が必要となる。 <u>また</u>、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているとともに、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。 <u>あわせて</u>、上水道の水源地（配水池含む）の常時監視を行う中央監視システムの内、2カ所の通信回線が2023年（令和5年）3月をもって使用できなくなるため改修が必要となる。	本町では安心・安全な水道水の安定供給に努めてきた。しかしながら、水道施設の多くは、昭和40年代の建設・拡張期から既に法定耐用年数を経過した施設が多く、更新のピークを迎えており、改修・更新に多額の費用が必要となる。 これらのことから、琴浦町水道事業ビジョン（経営戦略）による投資・財政計画により、計画的に水道施設の更新整備を行うとともに、県や他の市町村との連携による経営の共同化や施設の統廃合など広域的な取組を検討し、将来に向けた持続可能な事業運営が求められる。 <u>また</u>、東伯地区において水道事業とは別に、地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が9カ所ある。水道施設は既に耐用年数を経過しているが、高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後施設修繕や運営、<u>負担の考え</u>方等について検討が必要となる。 <u>旧赤碕町地域は</u>、人口減少及び節水型社会への移行による水需要の減少から水道料金収入が減少しているとともに、耐用年数の経過により水道施設（管路含む）の更新整備が必要となるため、水道事業経営を圧迫していくことが想定される。安定した水道事業運営のために、水道施設の統廃合や施設・管路のダウンサイジングを含めた見直し、経営の合理化を図ることが急務となっている。 上水道の水源地（配水池含む）の常時監視を行う中央監視システムの内、2カ所の通信回線が<u>令和5年3月</u>をもって使用できなくなるため改修が必要となる。
イ 下水道 <u>本町</u>の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行	イ 下水道 <u>琴浦町</u>の下水道事業は、生活環境の向上、公共水域の水質改善を図るために欠かせないライフラインとして、農業集落排水及び公共下水道の整備を行

行い、概ね整備が完了した。 しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。 将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められる。 旧赤碕町地域の下水道利用件数は、下水道 1,488 件、農業集落排水 164 件、合計 1,652 件あるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基準外）繰入金に頼らざるを得ない状況である。	い、概ね整備が完了した。 しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。 将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められる。 旧赤碕町地域の下水道利用件数は、下水道 1,488 件、農業集落排水 164 件、合計 1,652 件あるが、現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基準外）繰入金に頼らざるを得ない状況である。 旧赤碕町地域には下水道の処理施設である赤碕浄化センター1カ所、下水道と農業集落排水の管路施設にあるマンホールポンプは下水道 31カ所、農業集落排水 7カ所で合計 38カ所を設置している。これらの施設には機器故障等の異常を通知する警報装置を設置しており、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。 中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に行かないと確認できない施設があわせて 13 施設ある。警報確認、緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたしたり、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。
行い、概ね整備が完了した。 しかし、汚水処理施設は供用後 20 年以上経過し老朽化が進んでおり、今後の施設の改築・更新に多額の費用が必要となることや、人口減少に伴い使用料収入の減少も予測される。 将来にわたり維持管理を適正に行い、安心して下水道を利用してもらうため、「琴浦町下水道事業経営戦略」を改定し、投資・財政計画により、計画的に下水道施設の更新整備を行うとともに、県が主体となり県下全市町村が取り組んでいる広域化・共同化検討会の中で、広域的な汚水・汚泥処理等に取り組むことを検討し、今後の維持管理費を抑制し、持続可能な下水道事業の運営を行うことが求められるが、<u>現在の使用料金だけでは施設の維持管理・耐用年数に応じた施設の更新費用を賄うことはできず、一般会計からの（基準外）繰入金に頼らざるを得ない状況である。</u>	下水道の処理施設である<u>東伯浄化センター</u>、赤碕浄化センター、農業集落排水<u>施設</u>、<u>その他</u>管路施設へマンホールポンプを設置して<u>おり</u>、これらの施設には機器故障等の異常を通知する警報装置を設置し、インターネット回線を使用してスマートフォンに通知することで随時状態確認が可能となっている。 中には固定電話回線での通知のため役場分庁舎内での確認に限られる場合や、施設に設置しているパトライト発光での通知のため現地に<u>行かないければ状態</u>確認ができない施設が<u>あり</u>、<u>警報確認・緊急対応も遅れるため最悪の場合、汚水処理に支障をきたし</u>、道路や宅内に溢れ出すといった事態が発生する恐れがある。

ウ 廃棄物処理	ウ 廃棄物処理
本町においては、13種類の分別収集に取り組んでいる。収集されたごみは倉吉市のほうきリサイクルセンターで中部圏域の自治体が広域的に焼却処理を行っているが、焼却灰等の最終埋立処分場は約18年後には一杯となる見込みである。また、琴浦町では住民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。 これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリデュース・リデュース・リデュース（減らす）の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することが求められている。 また、脱炭素社会実現を実現するため、プラスチックごみの回収・処理も重要となるが、中部圏域には焼却以外の処理施設がないことも課題となっている。	本町においては、<u>13</u>種類の分別収集に取り組んでいる。収集されたごみは倉吉市のほうきリサイクルセンターで中部圏域の自治体が広域的に焼却処理を行っているが、焼却灰等の最終埋立処分場は<u>2038年（令和20年）</u>には一杯となる見込みである。また、<u>本町</u>では住民一人あたりの家庭ごみ排出量が年々増加し、処理費用も増加していることから、さらなるごみの減量化が課題となっている。 これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリデュース（<u>買わない、断る</u>）・リデュース（<u>減らす</u>）・リデュース（<u>繰り返し使う</u>）・リサイクル（<u>資源として再生利用する</u>）の「4R」の意識を持って、地球環境に配慮した資源循環型社会の形成を推進することとが求められている。 また、脱炭素社会を実現するため、プラスチックごみの回収・処理も重要となるが、中部圏域には焼却以外の処理施設がないことも課題となっている。
エ〜オ 略	エ〜オ 略
カ 住宅 過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在<u>赤碕地区</u>に<u>12戸</u>ある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。 また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。 工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改	カ 住宅 過疎化に伴い、空き家の増加や老朽化した危険空き家等が問題となっている。現在<u>町内</u>にある危険空き家の所有者に対して除却を指導しているが、今後も空き家は増え続けることが予想される。 また、住宅・建築物の耐震化や危険ブロック塀の撤去が進んでいない状況である。 工場や飲食店など民間事業主が行う、エレベーターや車椅子用トイレの改

修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。 公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。	修の補助を行っているものの、申請者数は伸び悩んでいる。 公営住宅については、今後、耐用年数を迎えるものが多く、除却等の検討が必要となっている。
キ 公園 公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要であり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。	キ 公園 公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代の生活を豊かにするために必要であり、整備を行っている。公園に設置している遊具は、経年劣化が進んでいるものもあるため、安全に利用していただくために毎年度点検を実施している。 旧赤碕町については、比較的規模の大きな遊具は赤碕ふれあい公園（ポート赤碕）に設置しているが、老朽化が進行しており更新が必要となっている。本町及び旧赤碕町地区のゲートウェイである道の駅琴の浦が本公園から約1kmの距離にあることから、公園を起点とした地域内の周遊などにより地域の活性化を図る。
ク 河川・水路 略 (2) その対策 ア 水道 水道事業ビジョン（経営戦略）の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、旧赤碕町地域の大部分の給水を賄う赤碕金屋配水池と竹内配水池の機能統合をするとともに、<u>上水道中央監視システムの通信回線の改修を行う。</u>	ク 河川・水路 略 (2) その対策 ア 水道 水道事業ビジョン（経営戦略）の老朽化施設の更新及び基幹管路の耐震化更新計画に基づき、旧赤碕町地域の大部分の給水を賄う赤碕金屋配水池と竹内配水池の機能統合をするとともに、<u>上水道中央監視システムの通信回線の改修を行う。</u> <u>旧東伯町地域において水道事業とは別に地域が独立して管理運営している専用水道及び飲料水供給施設が10カ所ある。この地域の水道施設は</u>

既に耐用年数を経過していることや高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後の施設修繕や運営がままならない状況にあり、地域の意向により、町水道への編入を検討する必要がある。 今後は、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングや年間工事費の減額や起債充当率の縮減等を行い、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図っていく。	既に耐用年数を経過していることや高齢化及び人口減少により収益が減少しており、今後の施設修繕や運営がままならない状況にあり、地域の意向により、町水道への編入を検討する必要がある。 今後は、水需要の減少を考慮して、適正規模の施設能力とするため、施設・管路のダウンサイジングや年間工事費の減額や起債充当率の縮減等を行い、水道施設の縮小と維持管理費の軽減を図っていく。
イ 下水道 下水道地域の生活環境の保全のため、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理する必要があるため、老朽化した施設の機械・電気設備の更新を行う。 下水道事業経営戦略に基づく農業集落排水の公共下水道への統合、及び下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。 固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。	イ 下水道 旧赤碕町地域の生活環境の保全を図るため、下水道（特定環境保全公共下水道事業）の整備を計画的に行う。また、長期的に下水道施設を計画的かつ効率的に管理する必要があるため、老朽化した赤碕浄化センター及び八幡中継ポンプの機械・電気設備の更新を行う。 下水道事業経営戦略に基づく下水道事業の財政計画により、財務・経営分析、財政シミュレーションを基に料金見直しを行う。 固定電話回線、パトライトを使用した警報装置から、インターネット回線を使用した警報装置へ取替を行う。
ウ 廃棄物処理 略 エ 火葬場 琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新するとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。 オ 消防・防災 略	ウ 廃棄物処理 略 エ 火葬場 琴浦町営斎場の火葬炉設備を年次計画的に更新を行うとともに、空調機器等の付属設備についても状況を確認しながら整備する。 オ 消防・防災 略

カ 住宅 建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金のPR強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導する<u>とともに、危険空き家になる前の除却についても補助制度を創設し空き家の増加を食い止める。</u> 耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。	カ 住宅 建築物の耐震化やブロック塀の除却、バリアフリーの補助金のPR強化により制度活用を促す。危険空き家の所有者に指導書・勧告書を送付し、建築物の適正管理を指導する。 耐用年数を迎え、用途廃止した公営住宅は、除却又は、PFI手法の導入や入居者への譲渡などを検討する。
キ 公園 定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、<u>撤去の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。</u> 自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園を目指し整備する。	キ 公園 定期的な点検をもとに、必要な修繕や不要となった遊具の撤去を実施する。修繕、撤去の際には劣化状況のほか、需要調査・地元協議を行い、住民のニーズに沿った対応を行う。 <u>赤碕ふれあい広場の老朽化が深刻化する中、旧赤碕町のこどもの遊び場の確保だけでなく、町内外の方が立ち寄るにぎわいのある公園へリニューアルする。</u> 自治会単位で整備された公園は、自治会の活性化のため地元の意向を踏まえ、子どもから高齢者まで利用できる公園目指し整備する。
ク 河川・水路 略	ク 河川・水路 略

(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 ・ <u>上水道</u>	【竹内地区配水池等整備 事業】	町		5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	【竹内地区配水池等整備事 業】	町	
		【上水道中央監視システ ム通信回線改修】	町			(2) 下水処理 施設 公共下水道	【下水道整備事業】 ・下水道整備事業(特環) ・ストックマネジメント ・マンホールポンプ非常通報 装置取替	町	
	(2) 下水処理 施設 ・ <u>公共下水道</u>	【下水道更新事業(公共下 水道・特定環境保全公共下 水道)】 ・ストックマネジメント ・マンホールポンプ非常通 報装置取替	町			農村集落排水 施設	【下水道(農業集落排水)使 用料金改定検討業務】	町	
	・ <u>農村集落排水 施設</u>	【下水道更新事業】 ・マンホールポンプ非常通 報装置取替	町			(3) 廃棄物処 理施設 ごみ処理 施設	【一般廃棄物処理事業】 ・ごみ収集運搬等業務 ・資源ごみ回収報償金	町	
	(3) 廃棄物処理 施設 ・ <u>ごみ処理施設</u>	【一般廃棄物処理事業】 ・ごみ収集運搬等業務	町				・ごみ処理施設管理運営	鳥取中部ふ るさと広域 連合	

	(4)火葬場	【琴浦町営斎場整備事業】 ・収骨室空調設備取替改修工事 ・火葬炉設備等更新事業	町		【琴浦町営斎場整備事業】 ・収骨室空調設備取替改修工事 ・火葬炉設備等更新事業	町	
	(5)消防施設	【消防水利確保事業】 ・消火栓修繕事業 ・防火水槽修繕事業	町		【消防水利確保事業】 ・消火栓修繕事業 ・防火水槽修繕事業	町	
		【非常備消防事業】 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町		【非常備消防事業】 ・ポンプ車更新 ・消防車庫の老朽化対策	町	
	(6)公営住宅	【公営住宅管理事業】 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町		【公営住宅管理事業】 ・公営住宅の維持管理 ・用途廃止となった公営住宅撤去	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 ・防災・防犯	【自主防災活動事業】 ・自主防災組織支援 ・支え愛マップ	自主防災組織 自治会等		【自主防災活動事業】 ・自主防災組織支援 ・支え愛マップ	自主防災組織 自治会等	
		【非常備消防事業】 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町		【非常備消防事業】 ・消防団装備品 ・消防教育・訓練	町	
		【耐震診断委託事業】	町		【耐震診断委託事業】	町	
		【震災に強いまちづくり	町		【震災に強いまちづくり推	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略					
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					
(1) 現況と問題点					
ア 子育て環境の確保 略					
イ 高齢者福祉					
本町の高齢化率は36.9%で、<u>令和7年</u>には約38%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。 令和元年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が半数以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。					
ウ 障がい者福祉					
障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。					

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略					
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					
(1) 現況と問題点					
ア 子育て環境の確保 略					
イ 高齢者福祉					
本町の高齢化率は36.9%で、<u>2025年（令和7年）</u>には約38%に達すると予測しているが、認知症予防など早くから介護予防施策に取り組み、要介護（支援）認定率は、下降傾向であり、認定者数も抑制気味となっている。 令和元年に実施した高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、「介護が必要となっても自宅で生活したい」と思っている方が半数以上を占め、「自宅で最後を迎えたい」と思っている方も6割を占めていた。今後、高齢者が安心して地域で最後まで生活を送ることができるよう、高齢者を対象とした医療・福祉などの連携や一人暮らし高齢者世帯の増加による地域の支え合いや見守りなどに対応することは重要である。					
ウ 障がい者福祉					
障がい児・者の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、自立支援給付・地域生活支援事業を実施している。					

障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」を <u>2009年（平成21年）</u>から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的 な相談窓口として中部1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに 障がい者相談支援事業を委託している。 (2) その対策 ア 子育て環境の確保 子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等によ り、保護者の子育ての選択肢を広げること親子の愛着形成を促進し、出 生率の向上を図る。また、不妊治療に加えて安全・安心な妊娠、出産に関 する相談や情報提供の充実等、子どもを持ちたいという希望を叶える支援 を行う。 子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行 い、任意予防接種の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施す る。また、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、 育児負担の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。 未就学児への安定した教育・保育を提供するため、公立こども園運営を 行うほか、私立こども園へ教育・保育施設型給付費の支給や子育て支援事 業等への支援を行う。 老朽化したふなのえこども園については、地域に開かれた多機能な施設 として成美地区公民館と同一敷地内に新園舎を建設することとし、建設に 際してはワークショップを開催するなど保護者をはじめとする多くの意 見を設計に反映させる。 イ 高齢者福祉	障がい者の相談窓口として「琴浦町障がい者地域生活支援センター」をH21 年から設置し、相談に応じている。そのほか、広域的な相談窓口として中部 1市4町で中部障がい者地域生活支援センターに障がい者相談支援事業を委 託している (2) その対策 ア 子育て環境の確保 子育て世帯の経済的負担軽減と乳幼児期の家庭保育環境の充実等により、 保護者の子育ての選択肢を広げること親子の愛着形成を促進し、出生率の 向上を図る。また、不妊治療に加えて安全・安心な妊娠、出産に関する相談 や情報提供の充実等、子どもを持ちたいという希望を叶える支援を行う。 子どもと母親の心身の健康を守るため、妊娠期から継続した支援を行い、 任意予防接種の一部助成や妊婦健診、産後健診、乳児健診等を実施する。ま た、健診時に保護者へ育児の助言や子育て支援の情報提供も行い、育児負担 の軽減、困り感の把握に努め、適切な支援へとつなげていく。 未就学児への安定した教育・保育を提供するため、<u>旧赤碕町地域の公立こ</u> ども園運営を行うほか、私立こども園へ教育・保育施設型給付費の支給や子 育て支援事業等への支援を行う。 老朽化したふなのえこども園については、地域に開かれた多機能な施設と して成美地区公民館と同一敷地内に新園舎を建設することとし、建設に際し てはワークショップを開催するなど保護者をはじめとする多くの意見を設 計に反映させる イ 高齢者福祉
---	--

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができきるよう、<u>そろいそろい手帳</u>を普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、<u>医療・福祉等が安心して地域で最後まで生活を送ることができるように</u>、<u>医療・福祉等の連携や地域の支え合いや見守りなどの体制を強化し地域包括ケアシステムの構築を目指す。</u>					高齢者が住み慣れた家庭や地域で、元気でいきいきとした生活を送るため、各種施策を総合的に推進する。介護や支援が必要な状態となっても、高齢者自身の意思を尊重し、安心して地域で最後まで生活を送ることができよう、<u>エンディングノート</u>を普及啓発し町民のニーズを把握するとともに、<u>医療と連携をし訪問看護・介護等のサービス体制を強化し、地域コミュニティの活性化を図る</u>小さな拠点づくりなど地域包括ケアシステムの構築を目指す。				
ウ 障がい者福祉 略 (3) 計画					ウ 障がい者福祉 略 (3) 計画				
持続的発展 施策区分		事業名 (施設名)		事業内容		事業主体		備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		(2) 認定こども園		【ふなのえこども園新築事業】 【私立こども園大規模修繕赤碕こども園事業】		町			
健及び福祉の向上及び増進		(8) 過疎地域持続的発展特別事業 ・児童福祉		【こども園等運営、子育て支援】 ・保育料・副食費軽減事業 ・公立こども園運営事業 ・乳幼児家庭保育支援事業 ・私立こども園教育・保育施設型給付費支給事業		町			

		・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・重度在宅障がい者福祉手当 ・自動車改造費・運転免許取得費助成	・重度障がい者タクシー料金助成事業 ・作業所等障がい者交通費助成 ・障がい者インフルエンザ予防接種給付費 ・重度在宅障がい者福祉手当 ・自動車改造費・運転免許取得費助成	
	その他	【社会福祉協議会運営補助事業】	【社会福祉協議会運営補助事業】	社会福祉協議会

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療と保健

本町においては、内科医院は9院、小児科・内科医院は1院、歯科医院は6院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、また、入院できる医療機関はなく、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では被保険者の減少とともに高齢化が進み、後期高齢者医療では今後団塊世代が75歳に到達して後期高齢者が急増する等、高齢者の医療費の増大が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療と保健

本地域においては、内科医院は3院、小児科・内科医院は1院、歯科医院は2院あるものの、山間部から医療機関までは物理的な距離があり、また、入院できる医療機関はなく、安心して医療が受けられる体制の整備が必要である。

医療費については、国民健康保険では被保険者の減少とともに高齢化が進み、後期高齢者医療では今後団塊世代が75歳に到達して後期高齢者が急増する等、高齢者の医療費の増大が大きな課題となっている。増え続ける医療費の問題を解決するには定期的な検診等による疾病の早期発見・早期治療が

引き続き取り組みむことが重要である。また <u>本</u> 町は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患や人工透析者数が多く（町内の有病率：糖尿病（町：47%、県：44%）、高血圧症（町：47%、県：44%））、自らの健康課題を把握し、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。					必要なため、特定健診やがん検診の受診率の向上等に向けて引き続き取り組むことが重要である。また <u>琴浦町</u> は、同規模の近隣地域や県平均と比べ生活習慣病疾患や人工透析者数が多く（町内の有病率：糖尿病（町：47%、県：44%）、高血圧症（町：47%、県：44%））、自らの健康課題を把握し、若い世代からの疾病予防や運動習慣の定着を図ることが必要である。				
(2) その対策					(2) その対策				
ア 医療と保健 略					ア 医療と保健 略				
(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 ・その他	【各種がん検診】 ・医療機関実施 胃・大腸・肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん検診 20 歳以上 ・集団検診 胃・大腸がん 30 歳以上 肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん 20 歳以上	町		7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	【各種がん検診】 ・医療機関実施 胃・大腸・肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん検診 20 歳以上 ・集団検診 胃・大腸がん 30 歳以上 肺・乳がん 40 歳以上 子宮がん 20 歳以上	町	

		【特定健診及び特定保健指導】 【健康づくり事業】 【高齢者インフルエンザ予防接種】 【高齢者肺炎球菌接種】	町		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 9 教育の振興 (1) 現況と問題点 ア 学校教育 本町の義務教育施設は、<u>小学校5校、中学校2校</u>である。<u>少子化の影響</u>による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。 誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進めるGIGAスクール構想に賛同し、<u>2020年（令和2年）</u>には児童生徒1人1台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。 また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。					
		【特定健診及び特定保健指導】 【健康づくり事業】 【高齢者インフルエンザ】 【高齢者肺炎球菌】	町		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略 9 教育の振興 (1) 現況と問題点 ア 学校教育 本町の義務教育施設（<u>小学校5校、中学校2校</u>）のうち旧赤碕町には<u>小学校2校、中学校1校</u>を有している。<u>少子化の影響</u>による児童生徒数の減少や施設の老朽化のほか、特別支援学級への入級児童生徒の増加、教員の多忙化等が課題となっている。 誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けて国が進めるGIGAスクール構想に賛同し、<u>令和2年</u>には児童生徒1人1台のタブレット端末をいち早く導入した。あわせて校内ネットワークの拡充や周辺機器の整備、指導者用デジタル教科書などソフト面の充実を進めている。さらに、教職員の指導力向上に向け、企業等と連携して研修を行っている。 また、地域に愛着を持ち、ふるさとを継承、発展させようとする意欲や態度を身につけた人材を育成するために、地域の自然や歴史、文化、人物などを取り上げるなど「ふるさと教育」に取り組んでいる。					

イ 社会教育	社会教育の推進にあたっては、町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習やスポーツに取り組むことができる環境づくりが必要となっている。 このうち学習提供の場である生涯学習センター、9つの地区公民館では、これまで町民の興味や関心に合わせた教養講座の実施のほか、町民や団体による生涯学習活動などが行われているが、人口減少、少子高齢化など社会状況の変化に伴い、町民が暮らす地域の課題解決に向けた学習の提供や取組を实践できる仕組みづくりが必要となっている。また施設面では建築から20年以上経過した建物が多く、設備も含め老朽化の対処、町民の生涯学習活動のニーズに合わせた改修等の必要がある。 図書館は本館、分館あわせて町内に2カ所あり、約19万冊の資料を所蔵している。生涯学習施設として重要な役割を果たしている。また、現在、図書館には地域の課題解決支援や居場所としての役割が求められている。琴浦町においても多世代が集い、交流を促す施設を要望する声が上がっているため、複合施設としての利点を活かした町民に役立つ新しい図書館を検討している。また、児童生徒の読書活動のために学校図書館が重要であり、本館との連携や施設、体制の充実が必要となっている。 町内の社会体育施設には、東伯総合公園・総合体育館をはじめ、赤碕総合運動公園、農業者トレーニングセンター、武道館、小・中学校体育館などがあり、町民のスポーツ・レクリエーション活動に広く利用され、健康増進や活動者の交流の場として役割を果たしている。しかしながら、経年による施設や設備の劣化のほか、水銀灯の廃止など現在の法令等に合わせた改修の必要があるほか、町民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、安全な利用を提供するため維持管理の充実を図る必要がある。また、町民のスポー
---------------	---

町民のスポーツ活動については、町スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。	ツ活動については、町体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等を中心にスポーツ大会や教室を開催しているが、これらの自主的な活動を発展させるための運営体制の充実、幅広い年齢層が参加できる内容の見直しや工夫が必要である。
ウ 人権・同和教育 人権尊重の社会づくりに<u>向け</u>、<u>人権啓発教材のTCC番組放映</u>や人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）など、住民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を行っている。地域のコミュニケーションが希薄な<u>対処</u>が困難になっている。 <u>社会では</u>インターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害が<u>大きな問題となるなど</u>、<u>町内でも起こりうる</u>人権問題に対応する人権教育が必要となっている。	ウ 人権・同和教育 人権尊重の社会づくりに<u>むけ</u>、人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）などの<u>住民の人権意識の高揚に向けた啓発が必要だが</u>、<u>参加者数の減少など</u>住民への啓発が難しくなっている。また、地域のコミュニケーションが希薄になっている昨今、隣保館での地域住民の相談内容も多様化しており、相談への<u>対応が困難</u>になっている。 インターネットを利用した差別情報の氾濫やいじめ、子どもや高齢者等に対する虐待など、深刻な人権侵害も<u>大きな問題となるなど</u>、<u>多様化する人権問題に対応する人権教育が必要となっている</u>。また、子ども～小中学校保護者～高齢者など幅広い世代に対する教育・啓発の機会（働きかけ）が不足している。
(2) その対策 ア 学校教育 地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。 教育内容については、ICTを活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現すると<u>ともに</u>、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施など	(2) その対策 ア 学校教育 地域の将来を担う人間性豊かな人材の育成を図るため、教育内容及び教育施設の充実に努める。 教育内容については、ICTを活用することで、児童生徒の興味や関心を高め、教わる授業から子どもたちが主体的に学び、お互いに教え合い学び合う協働的な学びを実現すると<u>とに</u>、個の特性や能力に応じた個別学習も進めることができるよう、デジタル教材の導入や教職員研修の実施などを進める。

を進める。 国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にもALTを配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を体験する機会として海外派遣を行う。 学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。 教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明のLED化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。	国際社会で通用する人材の育成に向けて、小学校にもALTを配置し、低学年から外国語や外国文化に触れる機会を作るほか、中学生が外国文化を体験する機会として海外派遣を行う。 学校と地域が連携し、地域に愛着と誇りを持つことで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するために、幼少期から小学校、中学校、高校と継続したふるさとキャリア教育を推進する。 教育施設については、児童生徒数の減少や施設の老朽化に対応するため、定期的な点検と計画的な改修を行うとともに、トイレの洋式化や照明のLED化など、時代に即した施設の整備についても、年次的に計画し実施していく。
イ 社会教育 町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を実践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、公民館については、地域課題など新たな問題解決への取り組みを、町民主体で考え、実践するための場としてまちづくりセンター化など運営方法や組織の見直しを図るほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。 生涯学習センターについては、建築から24年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適格となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修を検討する。 図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪	イ 社会教育 町民一人ひとりが生涯の各期にわたって、学習を実践できる環境づくりを進めるため、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら社会教育の振興に取り組む。また、公民館については、地域課題など新たな問題解決への取り組みを、町民主体で考え、実践するための場としてまちづくりセンター化など運営方法や組織の見直しを図るほか、それらの活動を行う環境づくりとして施設整備などに取り組む。 生涯学習センターについては、建築から24年以上経過しており、設備の老朽化、現法令で不適格となったホール天井、エレベーターがあるなどのハード面の課題のほか、町民の生涯学習活動のニーズに対応できる施設として改修し、施設の長寿命化を図る。 図書館では書架の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな世代に向けた事業を展開し、町民が図書館へ訪

へ訪れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を 供を行い地域の課題解決を支援するほか、本館を中心として学校図書館と の連携を図り、司書の配置や図書費の充実により、全町で子どもの読書活 動を支援する。 社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など 生涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実 させるなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくなり 取り組みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活 動に供するため、施設や設備の整備を進めるとともに、町内スポーツ関係 団体など町民による主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツ クラブなど運営方法も検討する。 ウ 人権・同和教育 教材研究や講師の選定、TCC 番組やオンラインを活用した研修を取り入 れ、幅広い世代を取り込んだ人権啓発を実現する。 また、複合化した悩み事に対応できるよう福祉分野など関係機関と連携 し、相談者に寄り添った体制整備を行い地域共生社会を実現していく。														
(3) 計画 <table><tr><td>持続的発展 施策区分</td><td>事業名 (施設名)</td><td>事業内容</td><td>事業主 体</td><td>備考</td></tr><tr><td>8 教育の振興</td><td>(3)集会施設、 体育施設等 ・公民館</td><td>【公民館移転・改修事業】</td><td>町</td><td></td></tr></table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考	8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等 ・公民館	【公民館移転・改修事業】	町	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主 体	備考										
8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等 ・公民館	【公民館移転・改修事業】	町											

れるきっかけ作りを行う。また、仕事や生活に必要な情報の収集、提供を行 い地域の課題解決を支援するとともに、生涯学習センターのリニューアルに あわせて、情報に触れながら多様な人々が交流できる施設を目指す。さらに、 本館を中心として学校図書館との連携を図り、司書の配置や図書費の充実に より、全町で子どもの読書活動を支援する。 社会体育はスポーツ関係団体との連携ほか、スポーツ指導者の育成など生 涯スポーツを推進する体制整備を行い、スポーツ関係行事や教室を充実させ るなど、町民がスポーツ・レクリエーション活動へ参加しやすくなり組 みを行う。また、子どもから高齢者までさまざまな世代の多様な活動に供す るため、施設整備を進めるとともに、町内スポーツ関係団体など町民による 主体的な活動への移行も視野に、総合型地域スポーツクラブなど運営方法も 検討する。 ウ 人権・同和教育 県内講師の選定やオンラインを使用した研修を取り入れて幅広い世代の 参加者を募り、人権啓発を実現する。また、福祉関係など関係部署と連携し、 相談者に寄り添った対応に努める。														
(3) 計画 <table><tr><td>持続的発展 施策区分</td><td>事業名 (施設名)</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td><td>備考</td></tr><tr><td>8 教育の振興</td><td>(3)集会施設、 体育施設等</td><td>【まなびタウンとうはくリ ニューアル】</td><td>町</td><td></td></tr></table>					持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等	【まなびタウンとうはくリ ニューアル】	町	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考										
8 教育の振興	(3)集会施設、 体育施設等	【まなびタウンとうはくリ ニューアル】	町											

	【進学奨励金給付事業】	町	
		町	
		町	
	【赤碕地区教員用PCリース料】	町	
	【赤碕中学校区児童生徒用端末リース料】	町	
	【赤碕隣保館運営費】	町	
	【人権・同和教育推進事業】	町	
【進学奨励金給付事業】	【社会福祉総務事業】	町	
	【中学生海外派遣事業】(再掲)	町	
		町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

本町には **154** の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ **コミュニティ**

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 自治会

暮らし続けることのできる地域づくりのために重要な役割を果たす基礎的単位として、自治会の共助が不可欠である。

旧赤碕町には **67** の自治会があるが、人口減少、高齢化により役員のなり手が不足するなど、集落機能の維持が困難になっている。これまでの自治会を中心とした共助の活動が地縁意識の希薄化などにより活気を失いつつある。

イ **コミュニティ** 略

人口減少、高齢化が進む中、生活サービス機能やコミュニティ機能等の維持が大きな課題となっている。

町内9地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域<u>コミュニティ</u>機能の維持に おいても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであ らう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公 民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や 役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事 組織や総事の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題が ある。 これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自 治会単位では対応できないものも多いため、解決にむけて新たな広域的 な地域<u>コミュニティ</u>の在り方について議論が必要である。 赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点の場である赤碕地域コ ミュニティセンター（竣工：2005年（平成17年））の電気設備（キュー ビクル・非常用発電機ほか 耐用年数15年）が、竣工から16年が経過し ており更新が必要となってきた。 (2) その対策 ア 自治会 略 イ <u>コミュニティ</u> 地区ごとに作成する人口ビジョンを検証し、地区住民によるワークショ ップを実施することで、地区に応じた具体的な地域活性化策を検討・推進 する。さらに、全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解 決が難しい課題に対応するため、新たな地域<u>コミュニティ</u>組織として「ま ちづくりセンター（仮）」の設置を検討し、住民自らが解決し、助け合う	町内9地区に設置している地区公民館は、生涯学習講座やスポーツ大会等 の社会教育活動を行ってきたが、同時に地域<u>コミュニティ</u>機能の維持にお いても重要な役割を担ってきた。しかし、今後ますます多岐にわたるであ らう地域課題や住民ニーズに対応するためには社会教育機関としての地区公 民館の役割だけでは対応が難しい現状がある。一方、自治会単位では区長や 役員のなり手がいない、子ども会活動が成り立たない、自主防災組織や総事 の参加者不足、祭り等の地域行事の運営が困難といった課題がある。 これらの問題は地域によって状況が様々で全町的な対応が難しく、また自 治会単位では対応できないものも多いため、解決にむけて新たな広域的な地 域<u>コミュニティ</u>の在り方について議論が必要である。 赤碕地区の防災及び文化交流と地域活動の拠点の場である赤碕地域コ ミュニティセンター（竣工：平成17年）の電気設備（キュービクル・非常 用発電機ほか 耐用年数15年）が、竣工から16年が経過しており更新が必 要となってきた。 (2) その対策 ア 自治会 略 イ <u>コミュニティ</u> 地区ごとに作成する人口ビジョンを検証し、地区住民によるワークショッ プを実施することで、地区に応じた具体的な地域活性化策を検討・推進する。 さらに、全町一律で対応が困難な地域ごとの課題や、集落単位で解決が難し い課題に対応するため、新たな地域<u>コミュニティ</u>組織として「まちづくり センター（仮）」の設置を検討し、住民自らが解決し、助け合う「共助」の仕
---	---

「共助」の仕組みづくりを行う。 また、地域の拠点としての施設、赤碕地域コミュニティセンターの設備更新を年次計画的に行う。					組みづくりを行う。 また、地域の拠点としての施設、赤碕地域コミュニティセンターの電氣設備を年次計画的に更新を行う。				
(3) 計画					(3) 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	【部落自治振興交付金】	自治会		9 集落の整備	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	【部落自治振興交付金】	自治会	
		【地区区長会運営費補助金】	地区区長会				【地区区長会運営費補助金】	地区区長会	
		【コミュニティ助成事業】	自治会 自主防災組織				【コミュニティ助成事業】	自治会・自主 防災組織	
		【自治会集会施設整備費補助金】	自治会				【自治会集会施設整備費補助金】	自治会	
		【赤碕地域コミュニティセンター電氣設備更新事業】	町				【赤碕地域コミュニティセンター電氣設備更新事業】	町	
		【集落支援員活動事業】	町				【集落支援員活動事業】	町	
		【地域づくり事業】 ・地域づくり補助金 ・まちづくりセンター交付金	町				【地域づくり事業】	町	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略					(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略				

11 地域文化の振興等	11 地域文化の振興等
(1) 現況と問題点	(1) 現況と問題点
ア 文化振興	ア 文化振興
本町には国特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまでに地域の方々を守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝え伝えるとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。	本町には国特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、国、県及び町の指定・登録文化財が多く存在する。また、指定・登録文化財のほかに、町内にはこれまでに地域の方々を守り伝えられながらも文化財としての価値付けがされていない未指定文化財や伝統文化も多い。これらは町の歴史、文化を現代に伝え伝えるとともに、この町で生まれ育った私たちの誇りとなる貴重な歴史文化遺産である。
近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すための必要な財政的な不足などが問題となっている。	近年、この歴史文化遺産を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化など社会状況の変化による後継者の不在、維持管理や修理など後世に残すための必要な財政的な不足などが問題となっている。
これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。	これらの歴史文化遺産を地域の誇りとしていかにして後世に残し、町の資源としその価値や魅力を発信し普及啓発するなど活用の取り組みは今後の重要な課題である。
文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するため必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容が地区にとどまっておき、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。	文化芸術は、現代に生きる私たちの創造活動であり、表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、共に生きる絆を形成するため必要不可欠なものである。町内においても、文化芸術活動は活発に行われているが、上記の歴史文化遺産と同じく過疎化、少子高齢化などによる活動者の減少、高齢化、練習や発表施設の老朽化による利用停止など活動場所の縮小も課題となっている。文化団体による活動は個々の活動内容と地区にとどまっておき、広がりを持った活動を行うために町内で一本化することも検討を要する。また、生活様式の多様化に伴い文化芸術の範囲も多様化しており、文化芸術活動者の実態把握とともに鑑賞、発表、活動の支援に取り組む必要がある。

(2) その対策 ア 文化振興 町内歴史文化遺産については特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイドダンス施設の整備も進める。 所有者、管理者が行う維持管理や修理のほか無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援していく。 赤碕地域においては地元団体「河本家保存会」によって積極的に公開活用を行っている国重要文化財河本家住宅の活用への支援をさらに進めるほか、国史跡赤崎台場跡、国史跡船上山行宮跡など周辺歴史文化遺産を関連させた情報発信、普及啓発、周遊ルートの開発などの取り組みを行う。 文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。	(2) その対策 ア 文化振興 町内歴史文化遺産については特別史跡斎尾廃寺跡の保存活用をはじめ、調査、保存、活用に努める。また、調査成果や文化財価値の情報発信、普及啓発などの活用を推進させるため、ガイドダンス施設の整備や周遊ルートの開発などの取り組みを行う。 また、文化財所有者、管理者が行う維持管理や保存活用、無形民俗文化財の保存団体などの活動や後継者育成を支援のほか、国重要文化財河本家住宅の公開活用を積極的に進めている地元団体「河本家保存会」の活動支援をさらに進める。 文化芸術では、鑑賞機会の提供のほか、発表、活動の場の拡充や支援に取り組み、町民が文化芸術を身近に触れる機会を創出するとともに、文化団体の合同化や活性化、施設の充実も推進する。																				
(3) 計画 <table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>10 地域文化 の振興等</td><td>(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設</td><td>【民俗資料館管理】</td><td>町</td><td></td></tr></table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町		(3) 計画 <table><tr><th>持続的発展 施策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>10 地域文化 の振興等</td><td>(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設</td><td>【民俗資料館管理】</td><td>町</td><td></td></tr></table>	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																	
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町																		
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考																	
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ・ 地域文化振興施設	【民俗資料館管理】	町																		

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	【文化活動事業】 【町内文化財保護事業】	町	
		【文化芸術振興事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 環境 略

令和32年温室効果ガス排出ゼロを目指し、自然環境への配慮や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を図ることが重要であり、脱炭素社会・持続可能な開発目標（SDGs）で目指す地域社会の実現に向けた取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

ア 環境

家庭用太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの導入に対する支援を行い、SDGsに掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け環境負荷の少ない風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の新エネルギーの導入を推進する。

また、地域内での再生可能エネルギー利用の推進を図るため、地域新電力会社の設立に向けた検討を北栄町、湯梨浜町と連携して進めるとともに、新

	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	【文化活動事業】 【町内文化財保護事業】 ・ <u>特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調査事業</u>	町	
		【文化芸術振興事業】	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 環境

2050年（令和32年）温室効果ガス排出ゼロを目指し、自然環境への配慮や環境負荷の少ない新エネルギーの導入を図ることが重要であり、脱炭素社会・持続可能な開発目標（SDGs）で目指す地域社会の実現に向けた取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

ア 環境

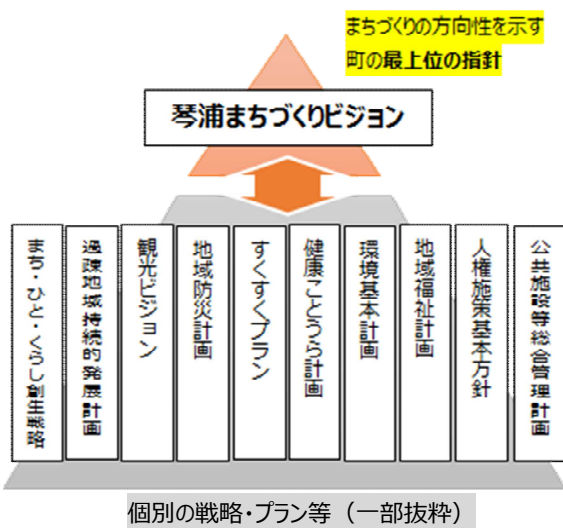
家庭用太陽光発電設備や木質バイオマスストーブの導入に対する支援を行い、SDGsに掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け環境負荷の少ない風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の新エネルギーの導入を推進する。

また、地域新電力会社を北栄町、湯梨浜町と連携して設立し、地域内での再生可能エネルギー利用の推進を図るとともに、新エネルギーに対する

理解を深めるための啓発を行う。		エネルギーに対する理解を深めるための啓発を行う。			
(3) 計画		(3) 計画			
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(2) 過疎事地域 持続的発展特 別事業 ・再生可能エネ ルギー利用 の促進	【再生可能エネルギー利用促進事業】 ・家庭用発電設備等設置事業 ・海上山小水力発電施設管理 運営事業	町		
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略		(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 略			

令和4年9月定例議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第105号	議案名	第3次琴浦町総合計画の策定について			
目的	琴浦まちづくりビジョンー琴浦町第3次総合計画ーの策定にあたり、議会の議決を得るもの。					
内容	1 琴浦まちづくりビジョンとは 本町の目指すべき将来像や理念を町民と共有し、その実現に向けて協働で「まちづくり」を行うための、言わば「未来の琴浦町をつくる設計書」にあたるもの 2 計画期間 ・将来像、理念 2022（R4）年度～2031（R13）年度の10年間 ・重点項目、政策、施策 2022（R4）年度～2026（R8）年度の5年間 3 計画の構成					
	理念 まちづくりの基本となる考え方 将来像 目指す町の姿 将来像・理念を実現するための方向性 政策 政策 政策 政策 施策 施策 施策 施策 施策 施策 施策 施策 政策を達成するための取り組み 重点項目 町の課題として 政策・施策の 全体を通じて 取り組む目標 将来像・理念 10年間の計画 2022～2031 政策・施策・ 重点項目 5年間の計画 2022～2026 検証結果や 社会情勢に 対応して見直し					

4 計画の位置づけ



まちづくりビジョンは、町の指針となる包括的な計画です。そのため、具体的なアクションについては、個別の戦略・プラン等を策定し、そこで数値目標・客観的な指標を設定します。設定した目標を達成するため、事業実績や成果を検証し、施策の見直しへとつなげます。まちづくりビジョンでは、これらの個別の戦略・プラン等の総括として重点項目の達成状況について毎年度の評価・検証を行います。

5 計画の内容

- ① 琴浦まちづくりビジョンー琴浦町第3次総合計画ー（概要）※添付
- ② 琴浦まちづくりビジョンー琴浦町第3次総合計画ー（本編）※議案
- ③ 参考資料 ※添付

6 根拠条例

【琴浦町議会基本条例】

（任意的議決事件）

第14条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、議会の議決を必要とする事項を、次のとおり定めるものとする。

- (1) 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための総合計画
- (2) 及び(3) 略

【琴浦町総合計画策定条例】

（議会の議決）

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、総合計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

補足事項



琴浦まちづくりビジョン ー第3次琴浦町総合計画 ー〔概要〕 計画期間：2022(R4)～2031(R13)年度

将来像
10年後の
目指す姿

理念
まちづくりの
基本となる
考え方

政策・施
策・重点項
目について
は、5年を目
途に見直し

ー 101 ー

上段:政策
理念、将来
像を実現する
ための方向性

下段:施策
各政策の
具体的な
取り組み

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

共生のまち
お互いの違いを認め合い、
自分も相手も大切にできる

自然と食のまち
美しい自然と豊かな食が
新たな魅力をつくる

私たちのまちは、日本海と大山に囲まれ、美しい自然と多彩な食にあふれています。この恵まれた環
境こそ絆を大切にする心豊かなひとを育む土壌と養分であり、次の世代へとしっかりと繋ぎ、さらに活
かしていくべきものです。ここに暮らす一人ひとりの個性や生き方が尊重され、生きがいを持って自分
自身の思いを叶えることができます、そんな「輝くひと」たちが育ち、集い、根付くまちを目指します。

進化するまち
さらなるチャレンジで
未来のくらしを創造する

誇れるまち
このまちを大切に思い、
住み続けたいと思える

重点項目
○R8
目標値

ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開
○今後住み続けたい人の割合 60.0%以上
○この地域で子育てをしていきたい人の割合 75.0%以上
○地域を考える児童生徒の割合 小6：60.0% 中3：40.0% 小6：40.0%

次世代につなげる産業と「食」が広げる新たな魅力づくり
○農林水産業の新規就業者 30人(5年累計)
○主要品目の販売高 50億円
(梨、アロジガ、ミント、白牡丹、スルメ、繁殖和牛、酪農、
がうかーむ)
○観光入込客数 90万人

若者の定住・UJIターンの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備
○人口社会増減 △400人以下(5年累計)
○UJIターンの者の人数 910人(5年累計)
○町内企業への新規就職者数 1,135人(5年累計)

情報発信と対話で築く、みんなが関わる協働のまちづくり
○広報に対する住民満足度 3.0以上(5段階評価)
○地区公民館と一体化した新たな地域運営組織 9地区

特に課題として
取り組む項目
各政策・施策の
要素を複合する
指針として設定

(1) 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

①住宅の確保と移住定住の推進/②関係人口の拡大とつながりの強化/③町民主役の地域づくり/④支え合いと共生のまちづくり/⑤パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり/
⑥子どもを産み育てやすい環境づくり/⑦持続可能で利用したい地域交通の構築/⑧駅舎の活用と駅前の魅力化

移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通

(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり

①子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進/②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり/③ICTを活用した個別最適な学びの提供/
④グローバルな社会で活躍できる人材の育成/⑤大人に対する学びの環境づくり/⑥歴史文化資源の活用と継承/⑦文化・芸術活動の振興

教育、生涯学習、文化・芸術

(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり

①誰一人取り残さない地域内の福祉の充実/②誰でも参加できる居場所づくり・生きがいづくり/③地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防/
④持続可能な医療・保健・介護事業の推進/⑤ニュースポーツによる健康づくりの推進/⑥誰もが利用しなくなる運動拠点施設の整備

健康、介護、福祉、社会参加

(4) 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり

①農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成/②スマート農業の推進/③農地・農業用施設の保全活動の推進/④地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり/
⑤起業、創業に対する支援の充実/⑥企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の推進/⑦琴浦産品のブランド化と販路拡大/⑧道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大/
⑨グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムの推進

農林水産業、商工業、経済、観光

(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり

①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり/②空き家の適正管理の指導と除却の支援/③再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会への転換/
④こみの減量化とリサイクルの推進/⑤公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供/⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理

防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ

(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり

①町民に伝わる情報発信と情報共有/②町民参画・協働の仕組みづくり/③企業等との連携の推進/④行政サービスのデジタル化/⑤地域に根付く職員の育成/
⑥近隣自治体との行政サービス共同化の推進

情報発信、協働・参画、行財政改革

琴浦まちづくりビジョン

－ 第3次琴浦町総合計画 －

参考資料（具体的取組）

2022 → 2026



小さいくせに
ぜんぶある。
惑星コトウラ

<将来像>

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

まちづくりビジョンの各政策の具体的取組 一覧

対象期間：2022（R4）～2026（R8）年度

政策	施策	具体的取組み	主な担当課
（１）新しい人の流れをつくりだす共生のまちづくり			
移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通			
①	住宅の確保と移住定住の推進		
	1	移住者支援の充実(移住定住奨励金、リフォーム補助金、家財撤去補助金等)	企画政策課
	2	空き家ナビの充実と空き家の有効活用	企画政策課
	3	お試し住宅での移住体験による定住者確保	企画政策課
	4	定期借地権制度活用によるマイホーム購入支援	総務課
	5	若年層が入居しやすい新しい住宅(賃貸住宅)の環境整備	企画政策課 関係課
	6	地域おこし協力隊の受入による地域活性化と定住化の推進	企画政策課 関係課
②	関係人口の拡大とつながりの強化		
	1	若者メーリングリスト、琴浦会を活用した情報発信の強化	企画政策課
	2	コトウラファンサポーターの拡大	企画政策課
	3	オンラインを活用した新規関係人口の創出	企画政策課
	4	副業、ワーケーションの推進	商工観光課 企画政策課
	5	ふるさと納税制度を活用した関係人口の創出	総務課
③	町民主役の地域づくり		
	1	町内9地区での地域運営組織の立ち上げ支援(集落支援員の設置)	企画政策課 社会教育課
	2	まちづくりワークショップ、まちづくり研修などの開催	企画政策課 社会教育課
	3	地域拠点の施設整備	総務課 関係課
	4	持続可能な自治会活動の支援(自治振興交付金、コミュニティ助成事業等)	総務課
	5	NPO、ボランティア団体、地域活性化団体の立ち上げ、育成の	企画政策課

		支援	関係課
④	支え合いと共生のまち		
	1	社会福祉協議会や関係機関と連携による地域のリーダーやボランティアの育成	福祉あんしん課
	2	誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の推進	福祉あんしん課 関係課
	3	相談窓口の設置	福祉あんしん課
	4	「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」に基づいた取り組みの推進	人権・同和教育課 関係課
	5	男女共同参画社会の推進	企画政策課
	6	在住外国人と地域住民との交流と相互理解の機会創出	企画政策課
⑤	パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり		
	1	他市町と連携し、恋活・婚活イベント等を開催	企画政策課
⑥	子どもを産み育てやすい環境づくり		
	1	子育て世帯への経済的支援 ・世帯の第2子以降の保育料・副食費の無償化 ・世帯の3子同時入所時における第1子の保育料・副食費の無償化 ・乳幼児家庭保育支援給付事業 ・チャイルドシート購入費助成事業 等	子育て応援課
	2	待機児童0(ゼロ)に向けた取り組み	子育て応援課
	3	まちづくりセンター等と連携した、地域子育て支援の仕組みづくり	子育て応援課
	4	一時預かり、休日保育の実施	子育て応援課
	5	妊娠期からの切れ目のない子育て支援(相談支援・情報提供)	子育て応援課
	6	子育てに不安を抱える家庭への支援(ひとり親、低所得世帯、発達障がい児、要保護児童等への支援)	子育て応援課
	7	放課後こども教室を通じた地域ぐるみの子育て推進	子育て応援課 社会教育課
	8	地域でこどもを育てる意識の醸成と人材確保	子育て応援課 社会教育課
	9	親子の触れ合う機会の創出(ブックスタート、木のおもちゃの貸出し)	子育て応援課 社会教育課
⑦	持続可能で利用したい地域交通の構築		
	1	町営バス・スクールバスの効率的な運営	企画政策課 教育総務課

	2	乗合タクシー事業実証実験の実施	企画政策課
	3	R7 年度の運行契約更新に向けた新たな地域交通体系の検討	企画政策課
⑧ 駅舎の活用と駅前の魅力化			
	1	駅前魅力化・駅舎活用ワークショップの開催	企画政策課
	2	地元住民、商工会、琴の浦高等特別支援学校など地域と連携した検討の推進	企画政策課 関係課
(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる文化・教育のまちづくり			
教育、生涯学習、文化・芸術			
① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	1	学校ごとに特色を持つコミュニティ・スクールの運営	教育総務課
	2	地元産業を知り、学べる体験型学習の実施	教育総務課
	3	地域の歴史や資源を題材とした学習の実施	教育総務課 社会教育課
	4	地域のつながりや自然環境を活かした教育・保育の実践（園外保育、地域交流）	子育て応援課
	5	地域の高校等と連携したふるさと教育の推進	企画政策課 関係課
② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	1	こども園から中学校まで関係機関が連携し、情報共有できる支援体制の整備	子育て応援課 教育総務課
	2	放課後など児童が安心して過ごせる居場所づくり	子育て応援課 教育総務課 社会教育課
	3	学習支援員や相談窓口の充実による安心して学べる環境の整備	教育総務課
	4	フリースクールや遠隔学習等、様々な学び方の支援	教育総務課
	5	保護者の経済的負担の軽減（進学奨励費、奨学金、通学費助成、就学援助費）	教育総務課
	6	学校施設・設備の計画的な整備	教育総務課
	7	一人ひとりの成長に合わせた特別支援（障がい児加配）の実施	子育て応援課
	8	子どもたちの創造性や主体性を育む活動の推進（放課後子ども教室、プレーパークどんぐり、ことうらこども塾、子どもパーク、スポーツ少年団の活動支援、公民館・文化センター事業など）	社会教育課 人権・同和教育課

	9	赤碕ふれあい広場のリニューアル整備	総務課
③	ICT を活用した個別最適な学びの提供		
	1	ICT を活用した個別最適な学習の充実	教育総務課
	2	情報を収集する能力や読み解く力を伸ばす授業の実施	教育総務課
	3	授業力向上のための教職員研修	教育総務課
④	グローバルな社会で活躍できる人材の育成		
	1	小中学校への ALT 配置	教育総務課
	2	オンラインによる国際交流体験の実施	教育総務課 企画政策課
	3	中学生の海外交流派遣の検討	教育総務課 企画政策課
⑤	大人に対する学びの環境づくり		
	1	公民館、文化センター事業等でデジタル配信による講座の提供	社会教育課 人権・同和教育課
	2	寿大学、公民館、文化センター事業による学びの場の提供	社会教育課 人権・同和教育課
	3	熱中小学校への支援	企画政策課
	4	地域の歴史・文化資産を守り伝え、普及啓発する保存会等の活動支援	社会教育課
	5	図書館資料の充実と多様な学びの提供	社会教育課
⑥	歴史文化資源の活用と継承		
	1	斎尾廃寺跡の発掘調査の実施	社会教育課
	2	町内文化財の適切な保存管理	社会教育課
	3	保存会活動の支援と人材育成の拡充	社会教育課
	4	歴史民俗資料館を利用した体験学習の充実	社会教育課
	5	指定・未指定文化財、歴史民俗資料館等の情報発信	社会教育課
	6	郷土資料の収集・保存と活用	社会教育課
⑦	文化・芸術活動の振興		

	1	鳥取県内文化関係団体と連携し、鑑賞と体験機会の充実	社会教育課
	2	文化芸術活動団体の一体的な組織づくりの検討	社会教育課
(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり			
健康、福祉、社会参加			
① 誰一人取り残さない地域内での福祉の充実			
	1	個々の課題や障がいに応じた生活支援	福祉あんしん課
	2	ひとり親家庭の支援	福祉あんしん課
② 誰でも参加できる居場所づくり・生きがいづくり			
	1	町民を主役とし、社協と町が協働した地域共生社会の推進	福祉あんしん課
	2	住み慣れた地域で自分が思う暮らしを続けていけるよう各種教室の開催、普及啓発、支援を実施	福祉あんしん課 社会教育課
	3	高齢者が地域で集い、豊かな経験を活かして社会参加できる居場所づくりの支援	福祉あんしん課 すこやか健康課
	4	高齢者や障がい者などが生きがいを持って社会参加できる農福連携につながる居場所づくり	福祉あんしん課 農林水産課
③ 地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防			
	1	町内各所で集いの場の立ち上げ支援	すこやか健康課
	2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組み推進	すこやか健康課
	3	地域包括ケアシステムの構築	すこやか健康課
	4	「琴浦そろいそろい手帳」の普及・推進	すこやか健康課
	5	健康教育の啓発推進	すこやか健康課
	6	事業所と連携した健康づくりの推進	すこやか健康課
	7	コンディショニングコーディネーター・町民トレーナー・フィットネストレーナーによる指導体制の強化	すこやか健康課 社会教育課
	8	マイナポータルを活用した健診結果の閲覧	すこやか健康課
④ 持続可能な医療・保健・介護事業の推進			
	1	医療・健診・介護データの分析による、効果的・効率的な保健事業の推進	すこやか健康課

	2	国保税率の県統一	すこやか健康課
⑤	ニュースポーツによる健康づくりの推進		
	1	「見るスポーツ」を入口に「するスポーツ」への参加促進	社会教育課
	2	スポーツ推進委員とタイアップしたニュースポーツ教室の充実	社会教育課
⑥	誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備		
	1	PFI(官民連携事業)を活用した公園施設の改修・運営およびトレーニングルームの機器と指導体制の充実	社会教育課 総務課
	2	朝さんぽ、外遊び、体幹トレーニング教室、その他各種教室の実施	社会教育課
(4) 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまちづくり			
農林水産業、商工業、経済、観光			
①	農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成		
	1	農畜水産物の高品質化、生産拡大に向けた支援	農林水産課
	2	農業・漁業における研修制度の推進	農林水産課
	3	担い手農業者の規模拡大・農地集積を支援	農林水産課
	4	農畜水産業におけるスマート産業技術習得の推進	農林水産課
②	スマート農業の推進		
	1	スマート農業技術研修ハウスにおいてミニトマト栽培技術の習得	農林水産課
	2	超省力、高効率で高収益なスマート農業技術の導入支援	農林水産課
	3	スマート農業技術の導入効果を学ぶ研修会の実施	農林水産課
③	農地・農業用施設の保全活動の推進		
	1	中山間地域等における農業生産活動等を支援	農林水産課
	2	荒廃農地の再生・基盤整備による遊休農地の拡大を防止	農林水産課
④	地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり		
	1	地元商店応援券(ことうら商品券)事業の実施	商工観光課

	2	地域内電子通貨の導入	商工観光課
	3	生産者と飲食店をつなぐ仕組みづくり	商工観光課
⑤	起業、創業に対する支援の充実		
	1	起業、創業に対する助成	商工観光課
	2	商工会と連携した町全体でのバックアップ体制の構築	商工観光課
⑥	企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の推進		
	1	企業のデジタル化推進の支援	商工観光課
	2	副業、ワーケーションの推進(再掲)	商工観光課 企画政策課
	3	しごとプラザ琴浦との連携	商工観光課
	4	未来人材奨学金による支援	商工観光課
	5	空き家・空き店舗を活用したサテライトオフィス移転の推進	商工観光課
⑦	琴浦製品のブランド化と販路拡大		
	1	とっとり琴浦グランサーモンを活用した新・ご当地グルメの開発	農林水産課 商工観光課
	2	ふるさと納税を活用した販売促進	総務課 関係課
	3	新商品の開発支援	農林水産課 商工観光課
⑧	道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大		
	1	2つの道の駅の役割分担と連携強化	商工観光課
	2	指定管理者制度の導入による民間ノウハウを活用した施設運営の実施(物産館ことうら)	商工観光課
	3	周遊ルートの創出と案内看板の整備	商工観光課
	4	広域観光周遊ルートの創出	商工観光課
⑨	グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムを推進		
	1	旬の食材を使用したメニュー開発	商工観光課
	2	大山隠岐国立公園の活用	商工観光課

	3	一向平キャンプ場拠点化の促進とネイチャーサウナの情報発信強化	商工観光課
	4	ワイナリーによる観光農園の創出と観光商品の造成	商工観光課
	5	農家民泊(たつこの掌)による地域特色ある農山村体験の創出	商工観光課
(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり			
防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ			
①	自助・共助・公助による災害に強いまちづくり		
	1	共助の主体的役割を担う自主防災組織の結成、育成の支援	総務課
	2	地域において防災の中心的役割を担う人材(防災士など)の育成支援	総務課
	3	共助の仕組みづくりを進めるための支え愛マップづくりの推進	総務課
	4	災害対応を自分ごととしてとらえられるよう、研修や総合防災訓練、防災教育を実施	総務課
	5	災害に備えて必要な消耗品、資機材を整備	総務課
	6	豪雨による浸水被害のあった田越、笠見地区における水路改修、放水路新設等対策の実施	建設住宅課 農林水産課
②	空き家の適正管理の指導と除却の支援		
	1	空き家に対する適正管理の指導	建設住宅課
	2	空き家に対する除去費用の支援	建設住宅課
	3	略式代執行による危険な空き家の除去	建設住宅課
③	再生可能エネルギーの利活用による脱炭素社会への転換		
	1	地域新電力会社からの電力購入による、再生可能エネルギーを活用した脱炭素および電力の地産地消の推進	総務課 町民生活課
	2	公共施設、家庭の屋根を活用した太陽光発電事業(PPA)などの再生可能エネルギー導入の推進	町民生活課
	3	ダム施設、農業用水、水道設備等を活用した小水力発電の推進	町民生活課 農林水産課
	4	公用車への電気自動車導入	総務課 関係課
④	ごみの減量化とリサイクルの推進		
	1	食品ロス削減の推進	町民生活課

	2	町民などと協働で行う啓発(広報・イベント等)の実施	町民生活課
	3	生ごみ処理機購入補助金の導入	町民生活課
	4	中部圏域でのプラスチック類の分別回収の実施	町民生活課
	5	ごみ処理の状況(量・コスト等)、取り組み方法(4R 等)などの情報提供の強化	町民生活課
⑤ 公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供			
	1	公共施設等総合管理計画の推進(施設の長寿命化、施設の複合化・集約化、譲渡・売却等の推進)	総務課 関係課
⑥ 公共インフラ(道路・上下水道など)の適正な維持管理			
	1	長寿命化計画に基づく橋梁、舗装等道路施設、町営住宅等の計画的な修繕・更新	建設住宅課
	2	自治会が行う土木愛護ボランティアや除雪活動に対する助成	建設住宅課
	3	上下水道施設の統廃合	上下水道課
	4	施設の環境負荷の少ない機械、資材への変更	総務課 関係課
(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり			
情報発信、協働・参画、行政改革			
① 町民に伝わる情報発信と情報共有			
	1	オンライン申請や施設予約、ごみ分別検索等の LINE 機能の充実	企画政策課 関係課
	2	発信する情報に合わせた SNS の活用	企画政策課
	3	町民が利用しやすいホームページの見直し	企画政策課
	4	わかりやすい広報誌(紙)の作成、積極的なメディア活用による情報発信力の強化	企画政策課
② 町民参画・協働の仕組みづくり			
	1	事業レビュー、自分ごと化会議、ことうら未来会議など無作為抽出により町民が町政に関わる仕組みづくり	総務課 関係課
③ 企業等との連携の推進			
	1	まちづくりに協働で取組む町民、NPO 団体等の育成・支援	企画政策課 関係課
	2	企業版ふるさと納税の推進	総務課

	3	民間活力の導入、民間委託の推進(PFI/PPP等の導入)	総務課 関係課
	4	大学等との共同研究など官学連携の推進	企画政策課 関係課
④	行政サービスのデジタル化		
	1	ライフイベントや公共施設の予約等、各種手続きのオンライン化推進	総務課 関係課
	2	確定申告の簡易化・便利化の促進と普及啓発	税務課
	3	eLTAXの利用促進	税務課
	4	税・料のキャッシュレス決済の取扱事業者拡大	税務課 出納室
	5	主要業務に係る業務システムの標準化・共通化による住民サービスの向上	総務課
⑤	地域に根付く職員の育成		
	1	地区の取り組みへの職員の参画を促進	総務課
	2	専門知識をもった職員の育成、確保	総務課
⑥	近隣自治体との行政サービス共同化の推進		
	1	事務の共同化による持続可能な住民サービス体制の確立	総務課 企画政策課
	2	広域化による各自治体間の共同事務、管理、施設の連携強化	総務課 企画政策課

令和4年9月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第106号	議案名	琴浦町八橋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて			
目 的	琴浦町八橋財産区管理委員が1名欠員となったことに伴い、琴浦町財産区管理会条例(平成17年琴浦町条例第38号)第3条の規定により補欠の委員を選任しようとするもの。					
内 容	1 概要 7名の管理委員を以って組織される八橋財産区管理会について、桑本賢治(くわもと けんじ)委員の辞任に伴い1名欠員が生じているため、補欠の委員を選任するもの。 なお、任期は、前任者の残任期間とする。 2 内容 (1) 氏名 松本 淳(まつもと じゅん) (2) 任期 同意日から令和5年6月29日まで					
補足事項						